

平成25年第1回紀の川市議会定例会 第3日

平成25年 2月27日（水曜日） 開議 午前 9時28分
散会 午後 2時07分

◎議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（23名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

○欠席議員（1名）

3番 原延治

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	藤戸敏成
農林商工部長	歌英樹	建設部長	阪口政弘
国体対策局長	岩原晃	会計管理者	武田雅明
水道部長	今井辰巳	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育委員会委員長	佐野一男	教育長	松下裕
教育部長	西田好宏	総務部財政課長	森本浩行

○議会事務局職員

事務局長	永 田 博 敏	次長兼議事調査課長	藤 井 節 子
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	田 中 啓 吾

（開議 午前 9時28分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（西川泰弘君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、15番 森田幾久君の一般質問を許可します。

15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） おはようございます。ただいま、議長より許可が出ましたので、通告に従って新庁舎完成に伴う関連事項について質問をさせていただきます。

紀の川市が誕生してから、早くも7年が過ぎました。念願でありました市役所もようやく平成25年1月4日より本庁方式の一本化で、業務がスタートしました。市民の方々につきましては、用を1カ所で済ますことができ、また執行部の方々については業務の連携が図りやすく、また無駄がなくなり、業務の効率化が図られることを期待しているところであります。

さて、何点か質問させていただきますが、まずは市役所の東側の道路についてであります。これは、昨日も関連等、以前も他の議員から質問がありましたけれども、重なる点もありませんが御容赦いただきたいと思います。

職員の通勤の車がふえた上に、ここは通学路でもあります。現在、職員の方は一般駐車場を通過して職員駐車場へ移動されているとのことですが、交通量はもちろんのこと、市役所から駐車場への横断量もふえたことも事実であります。そこで、この道路の拡幅計画と歩道の設置の時期をまずお聞かせください。また、この道路の職員駐車場までの間に新しく道路をされるときに街灯ということではなく、道路灯を設置していくべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、現在利用されている一般駐車場から職員駐車場までの道路であります。時期によっては日没も早く、遅くまで残業されていると聞きます。街灯がない中を移動するに当たり、特に女性職員の方にとって余り治安的にもよくないと考えますが、街灯の設置があるかどうかをお聞かせください。

また、休日等にイベントなどが開かれた場合に、一般の方に職員駐車場を開放していくのかどうかもお聞かせいただければと思います。

次に、正面駐車場のことであります。障害者の方の駐車場を確保していくことはお聞き

しておりますが、南別館を利用されることになると思います母子検診などに来られた方への駐車場の配慮をどのように考えられてるか、お聞かせください。赤ちゃんをだっこして、天候が悪い日に東側駐車場から道路を横断して歩くことが極力ないようにしていただければと考えております。

また、駐車場入り口付近に案内板を設置してはどうか。案内板といいましてもテロップ式でネオンサインというようなものらしいですけども。例えば、流す内容としては「本日、南別館にて母子検診のため一般の方は市役所東側駐車場を御利用ください」などのテロップを流すなど、議会開催中であり、市のイベント情報を流してはとありますが、お考えをお聞かせください。

次の質問ですけれども、これは愛煙家を代表しての質問となりますけれども。敷地内での喫煙所設置についてであります。

健康のため、禁煙をされてる方がふえているのも現状であります。法律上禁止されていない限り、公的な場所であっても分煙という考えで喫煙を可能にするべきと考えますが、いかがでしょうか。職員の方々だけでなく、市役所では市民参加のイベントや各種団体の会議などが行われます。たばこ税は年間約3億9,000万円だったと思うのですが、税金を納めていただいている方のためにも、会議などの休憩時に利用できる喫煙所の設置をしていただきたいと考えます。

先般、東京に行った際に感じたことは、まちのところどころのオフィスビルなどに喫煙所が設置されておりました。交差点の角にも設置されておりました。というのは、逆に区の条例で道路での喫煙が禁止され、罰金まで設けられているからであります。今、紀の川市によって行われていることは、逆に行事ごとのときに敷地内ではだめなため、道路での喫煙を勧めているように感じておりますが、お考えをお聞かせください。

最後に、新庁舎完成に当たり、各支所の今後であります。現在、お聞きしているのは那賀支所については隣の保健福祉センターへ、桃山支所についてはIT親子ホールへ、貴志川支所は保健福祉センターへの一角と計画をされていますが、移動時期と現建物の撤去を含めた土地利用計画をお聞かせください。また、正式に決定されていない粉河支所についてであります。今後どのように考えていくのかお聞きし、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうから森田議員の職員駐車場までの市道整備についての御質問にお答えいたします。

昨日の質問でもお答えしましたように、本庁前東の南北道路につきましては、本年度において予備設計を行ってございまして、平成25年度から社会資本整備総合交付金事業として着手、車道の2車線化と両側歩道設置を計画し、平成27年度完成を目指して、現在取り組んでいるところでございます。この道路の整備によりまして、交通事故の減少と渋

滞緩和が図られ、周辺環境の改善に寄与するものと期待をしているところでございます。

また、議員御指摘の道路灯でございますが、農地と周辺の状況を勘案の上、農作物等に影響がない形の中で、事業区間に道路灯を設置してまいりたいと考えてございますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 改めて、おはようございます。総務部からお答えをさせていただきます。

まず、職員が駐車しております大井寺池駐車場から一般駐車場への市道、または駐車場周辺への防犯灯の設置につきましては、もともと大井寺池駐車場の照明は付近の農作物に影響のないよう、照明の方向を制限しております。しかしながら、議員おっしゃるように大井寺池の堤付近の市道が暗くなっている現状があり、夜間、市民の方が通行する生活道路として暗くて、防犯上支障がございますので、早急に関係課と協議を行い、防犯灯を設置してまいりたいと考えてございます。

また、休日に開催されるイベント等における職員駐車場の開放の件でございますが、大井寺池駐車場を含め、現在、職員駐車場として使用しているスペースは公有財産であり、私も職員は使用料を支払って利用させていただいてるという認識でございますので、当然、休日等におけるイベント等には市民の方に御利用していただけるものでございます。

また、庁舎の正面駐車場についてのお尋ねですが、和歌山県福祉のまちづくり条例に基づき、車いす使用者駐車区画等、高齢者や障害者、また妊婦の方等のために設ける譲り合い駐車区画を設置してございます。この福祉のまちづくり条例では、いずれの駐車台数の基準も、駐車台数が200台以下の場合には2%以下となっております。

新庁舎の一般来庁者用駐車場は、新庁舎敷地約60台、南別館前約30台、東駐車場約80台を合わせますと約170台を予定してございます。車いす使用者駐車区画は新庁舎に近いところに4台、南別館前に4台の計8台、譲り合い駐車区画は新庁舎の車いす駐車区画に隣接して4台を計画し、和歌山県福祉のまちづくり条例の基準を満たしてございます。

しかし、母子検診時等には対象者の方が多く来庁されますので、その方々の駐車場のスペースにつきましては関係課とも十分協議をし、その確保に努めてまいります。

なお、母子検診時などにおける妊婦の方への駐車場を確保するなどのためのテロップ式のネオンサインを設置してはという御提案につきましては、検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、庁舎敷地内での喫煙所設置についてお答えをさせていただきます。

平成22年2月に厚生労働省から、受動喫煙防止対策についてという通達があり、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の対応や利用者のニーズに応じた

適切な受動喫煙防止対策を進めることとする基本的な方向性が示されたところでございます。

そうした中、本市は手狭な旧庁舎で完全分煙ができず、県内の4市町で分煙していない庁舎ということで、昨年5月に新聞にも掲載された経過があり、新庁舎が完成いたしました1月4日から、一步先んじて庁舎敷地内の全面禁煙を実施したところでございます。

議員御指摘のように敷地内全面禁煙を実施している団体では、庁舎周辺での喫煙に対する苦情などが指摘されているほか、喫煙する来庁者への配慮も必要であるという御意見があるということも十分承知しておりますが、しかしながら、受動喫煙防止の観点で地方公共団体として民間の模範になるべく、率先して敷地内禁煙に踏み切ったということでございますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後の御質問の各支所の今後でございますが、閉鎖後の庁舎につきましては、有効的な利活用ができる施設については具体的な利活用について、またその方向が見い出せない場合は適切な時期に取り壊しを行い、借地の返却を行った上で民間への売却などを含め、総合的な視点に立って検討するというのが方針でございます。

支所業務は議員おっしゃった場所で、一画を利用して行ってまいりますということで、現在、それぞれの改修工事を進めているところでございます。

移転後の旧庁舎の利活用につきましては、先ほど申し上げました基本方針をもとに未利用地有効利用検討委員会で検討を進めてございます。また、貴志川支所につきましては、昨年11月に近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所から、国営総合農地防災事業の事業所開設にかかる庁舎候補として、貴志川分庁舎の調査を継続したい旨の文書をいただいているところであり、このような申し出も検討材料に有効活用を検討しているところでございます。

なお、粉河支所につきましては、新支所の場所が決定が先決でございますが、まずは支所と同じ敷地にある武道館等の施設を撤去し、そして現粉河中学校の体育館、武道館の利活用を含めた上で、移動時期や現支所の土地の有効活用を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） ただいま、答弁いただきました。街灯等は設置していただけるという方向性ということで、駐車場の確保というのは大変うれしいことだと思います。

再質問につきまして、市長にお伺いしたいんですけども。

以前、粉河中学校の跡地を考える会という任意の団体なんですけれども、そちらから要望書ということで提出されました、粉河中学校の跡地ですけども体育館、武道館、グラウンドを残し、ナイターを利用したウォーキングが楽しめる公園的な要望ということで、

校舎としては1棟、特別教室棟が残せますので、それを改修して粉河支所としての利用、強いては教室も余りますので、学童保育の部屋が足りないというところもあるのでそちらへ貸してはという形で要望をされています。その辺のお考えをお聞かせください。

また、喫煙所の設置についてであります。あえて個人名は言いませんが、職場では我慢して、夕方になるとチェンスマーカーのようにたばこを数本、連続で喫煙されている場面を見たことがあります。そこでは禁煙となっていない建物の一室でありましたが、その場所にはたばこを吸われない方も同じ一室におられました。

ただ、市役所や公共の施設内だけで禁煙とし、その他は関係ないというのは少しおかしいように思います。私的にはいかなる場所であろうとたばこが法律的に許される限り、喫煙者の権利も守り、公共の敷地であっても分煙できる体制をとっていただければと、半分お願いになりますが、市長の答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 森田議員の御質問。支所機能の中で、特に粉河地区の旧粉河中学校の跡地を考える会の皆さん方の御意見を含めた中で、あの場所で体育館なり、またいろいろと利用についての御意見を、また要望書もいただいていることも事実であります。しかし、熱心にお考えをいただいておりますけれども、これをわかりました、やりますというわけには、わかっていただけると思うんですが、できません。というのは、今日までの流れの中で、まず新しく移転の粉河中学校が夏休み明けに新しい学校に全部移転して、そののち、いろいろと考えていくということにさせていただきたいなと思います。

市が先走りまして、もちろん残せるものは残し、地域のコミュニティや避難場所等々、高台で立派なところですからそういうことにも活用できる、それは承知をいたしております。そんなことで、今後、十分相談をさせていただきながら進めをしていきたいということでもあります。

あとの喫煙場所、分煙。私はこの新しい庁舎ができるからたばこをやめたわけではないんですが、健康管理のもとに辞めたほうが良いという判断で、きょうで丸1年になります。昨年2月の28日からたばこは吸ってません。非常に快適です。それと同時に、どこに行ってもそういう気持ちにはならなくなりました。これはその分、一つ楽になり、健康維持の中でこんなだったらもっと早くやめたらよかったと。半年、3カ月という短期間の休憩は何回か、過去50年の間にはありましたけれども、今までの状況では買い置きしてものを吸ってしまったらちょっと休んでみようかというぐらいの程度でありましたが、今度は孫といういい薬で約束をして、よしあしたからやめるということで、ちょうどきょうで1年経ちました。

そういうことで、森田議員の言われる喫煙者の気持ちは、私はようわかってるつもりであります。何で、高い税金払って吸う権利もあるのにということとはわかりますけれども、毎日、職員にはハワイ旅行してるつもりで8時間9時間の飛行機の中は吸えないんだから

ということで話をしてるわけなんです。そういうことで、健康上、もちろん税金もありがたいですが、健康でみんなが少しでも行けるとい実証は、昔の人はたばこをキセルで吸うても100までうちのおじいちゃんはいてたと言われますけれども、医者に話をしますとやめとけやめとけというばっかりの話ですね。そういうことで、やめる努力も必要ではないかと。それかといって、私はたばこを吸う人の立場にも立って、今後、考えていくことも大事ではないかなということも思っておりますので、室内禁煙を解くとか、そういう結論は出しておりませんが、今後の課題として考えさせてもらう分も残しておきたいなと思っております。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ございますか。

15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 再々質問させていただく予定ではなかったんですけど、ちょっと前向きに考えてくれるようになったのかなと思うんですけども、喫煙所の設置ですね。先ほど、部長のほうからも国からの通達が来たという中なんですけども、これはモラルの問題ではあってはならないんですけども、昨年かおととしかに大阪市の地下鉄で作業員の方がこそっと隠れてたばこを吸ってボヤが出たというような、逆にオープンでスペースをつくったところで吸ってればそういうことはないけれども、倉庫かなんかで吸って、地下鉄でボヤが出たというような事件も覚えがあるんですけど。

それと、昨年10月末ですか、そういう法律をつくられるとか法律にかかわる場所に10月の末に、私も行きたくなかったんですけど、和歌山地方裁判所のほうに裁判の証人尋問として行かしていただいたときに、その裁判所でさえもちゃんと分煙化された喫煙コーナーがあったというところで、その辺もちょっと考えた上で、もう一言思いをお聞かせいただけたらと思って、最後の質問とさせていただきます。

○議長（西川泰弘君） 答弁。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 本来なら、一緒にやめませんかと言いたい答弁です。しかし、議会の皆さん方にも、私も旧の打田の議場の控室でたばこは吸わないけど、皆さん方のお部屋へよう入らせてもらいました。その気持ちはよくわかってるつもりです。しかし、先ほど申し上げた程度にさせていただきたいと。これ以上言うと、やめましようと言いたいんです。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 以上で、森田幾久君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、10番 高田英亮君の一般質問を許可します。

10番 高田英亮君。

○10番（高田英亮君）（質問席） おはようございます。通告に従いまして、私のほうから青少年健全育成について、そのうち昨今、大きな社会問題になっているいじめの問題、

それから体罰問題、それと青少年センターの活動と役割、設置場所、移転についてのお尋ねをいたします。

いじめを受けた子どもが悩み、耐えかね、自分の命を落とすといったニュースが後を絶ちません。きょうの新聞にも田辺での中学校の件が報道されています。命のとうとさをしっかり教え、子どもたちを見守っていかなくてはいけないと思っています。この件について、紀の川市の状況はどうか。それに対応する対策と予防策等はどのように考えられていますか。

また、体罰問題。大阪市の桜の宮高校で体罰を受けた男子生徒が自殺をした問題が起ってから、全国で部活動顧問の日常的な体罰が、相次ぎ発覚してきています。愛知県の高校や京都の中学校では、生徒にけがをさせ、注意されても繰り返す悪質な体罰が判明し、教育委員会にも報告をしていなかったと。また、女子柔道の監督の暴力まで明るみに出てきています。体罰で選手は上達するのか。体罰は指導のうちに入るのか。

今、女子サッカーなでしこジャパンの佐々木監督、また元ジャイアンツの桑田投手のコメントを聞きますと、指導者、監督は資質の問題だと。未熟な監督ほど指導に行き詰まると、つい体罰に走ってしまう。体罰をしたからといって、選手は上達しない。やはり信頼関係が第一だと言われています。各学校の部活動、スポーツ少年団など本市における体罰の状況についてと、その対応についてお尋ねをいたします。

それと、いじめや体罰などの子どもたちの悩みを聞き、解決していく拠点である青少年センターの現在の活動と役割についてお尋ねいたします。青少年センターは教育委員会と緊密な連携のもと、職員の方も熱心に取り組まれています。学校の相談にも積極的に対応されていると聞いていますが、いじめ、体罰問題等多く起こっている昨今、青少年センターの役割というのが重要な位置を占めるとは思います。相談活動など、これからの対応、取り組み等、どのように考えられているかお尋ねいたします。

以上で、1問目です。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） おはようございます。高田議員のいじめ問題について答弁させていただきます。

紀の川市におけるいじめの現状につきましては、11月末現在での調査結果では中学校で88件、小学校で634件の認知件数がございます。これまでアンケートでいじめられていると回答があった場合、その内容がどのようなものか、追跡調査した上でいじめかどうかを精査し、報告するよう求めておりました。ですから、追跡調査した結果、兄弟げんかだったということなどわかった場合は、いじめの認知件数からは除外していたわけです。

しかし、県教育委員会からの指導もあり、今回、11月末の調査からはよりいじめの定義に沿って、児童・生徒の気持ちをできる限り尊重するため、いじめられたとの回答があった場合には全ていじめとして対応、報告するよう指導しております。

このようなことから、今回、ごく軽微な事案も含め、先ほどの件数となったわけです。多くの件数が報告されておりますが、いじめの判断を児童・生徒の立場に立ちかえて行うことで、いじめに対してより敏感に、よりきめ細かに対応できるものと考えております。

それぞれの事案への対応については、学校が取り組むべき項目を24時間以内、1週間以内と時系列にまとめた紀の川市いじめ対応マニュアルにのっとり、すばやくみんなでを原則として対応してきております。現在も継続して指導しているものもございしますが、ほとんどの事案につきましては、各学校の迅速な指導、取り組みによって解決しております。

また、本年9月には紀の川市いじめ相談ホットラインを紀の川市青少年センター内に新設し、市内の相談体制の充実を図るとともに、各学校とも連携しながらいじめ問題の解決に努めております。本ホットラインには、これまで2件の電話相談がございましたが、いずれもいじめ事案ではありませんでした。

いじめは決して許されないことですが、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るものであります。そのため、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが最も重要であります。本市においても、これまでいじめ問題に対して真剣に対応してまいりましたが、改めて学校や教育委員会など関係者がそれぞれの責任と役割を再確認し、早期発見、早期解消を推進してまいります。

次に、紀の川市における体罰についての現状につきましては、先日、国、県からの通達を受け、紀の川市内全学校で調査を実施しているところであります。調査の方法は、メディア放送でもありましたとおり、全児童・生徒、全教職員へのアンケート調査、保護者には気になる事案についての電話等での窓口相談を実施することになっております。紀の川市においては、より丁寧な調査となるように、2月6日に緊急校長会を開催し、校長研修を実施したところであります。

今後、各学校からの文書報告を受け、体罰の有無にかかわらず全学校長にヒアリングを実施します。ヒアリング実施後、必要に応じて体罰についての意識向上のための指導を行っていきたいと考えております。調査中でありますので、件数は報告できませんが、もし事案があった場合は冷静に判断し、詳細に丁寧に解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。学校への調査が終了した段階で、報告できる内容につきましてはお知らせしていきたいと考えております。

体罰問題を考えていく上では、教職員と児童・生徒、指導者と児童・生徒の間の信頼関係を構築し、力に頼らない、より科学的な指導とは何かを考えていくことが重要であるとと考えております。

そこで本日、27日ですが、生涯学習、生涯スポーツ、指導者講習会を前和歌山県教育長でもあります山口裕市氏を講師に迎え、市内の生涯学習、生涯スポーツの指導者や学校関係教職員等を対象にホール田園で研修を計画しているところであります。

次に、青少年センターの活動につきましては、青少年の非行防止のため、各種団体、学校、家庭、警察との連携を密にした補導活動を推進し、悩みを抱えている青少年や親に対

し、適切な助言、指導をすることを目的とし、青少年補導委員会を中心に地域における非行防止活動強化、広報啓発活動の推進、青少年を取り巻く社会環境の浄化活動に取り組んでいるところであります。

このほかにも夜間街頭歩道や特別街頭歩道、夏の子どもを守る運動の実施、学校訪問や青少年問題の相談、助言、支援活動とともに、ネットパトロールや有害図書の回収を行っているところでございます。

最近では、いじめや体罰によりみずから命を絶つ例が数多く見受けられることから、そういう児童・生徒に対する相談業務も重要な役割であると考えております。このため、いじめに対する相談ホットラインを開設し、いじめに対して素早く対応することが最も重要であるとの認識で、今後も活動していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問。

10番 高田英亮君。

○10番（高田英亮君）（質問席） 今、部長からいじめについての調査結果を報告いただきました。11月末現在、中学校で88件、小学校で634件、認知件数があったが、ほとんどの事案については各学校の迅速な指導、取り組みによって解決していると報告をいただきました。体罰については調査中ということですが、早急に調査していただき、対処していただきたいと思っております。

ある保護司さんに聞きました。困った子やと言われる子は困っている子どもだったと。家庭内の不安、また親に虐待されたりして、子どもの居場所がなくなり、困ってしまい、家に帰るのが嫌になって夜遊びをするようになり、学校ではいじめをされたり、いじめをするようになったと。結果的には問題を起こし、困った子やと言われるようになった。そして、保護司さんのお世話になるようになったということです。そんな子どもが、最初に困っているときに誰かに相談でもしてくれたら、相談するところがあったらなと思っております。

この前の桜の宮高校の自殺をした少年も、責任感から指導者の体罰に親にも友達にも先生にも相談できず、悩み思い余った末、自分の命を絶ってしまいました。どんなに苦しみ、悩んだことだろうか。こういった頻繁に起こる事件、どうしてこういったことが起こるのか、何とか防ぐ手だてはないものだろうか。これから、私たち大人に課せられた、またみんなが考えなければならない問題だと思っております。

そこで、青少年センターの役割というのは、非行した子の指導をするというのではなく、非行する前に相談にのれる、子どもから相談してもらえる体制づくりというのが不可欠だと思うのです。もちろん、学校、家庭、地域、教育委員会とも連携をしていますが、今、相談コーナーとして広報「紀の川市」にも載せてくれていますし、昨年9月から「いじめ相談ホットライン」というのも設置してくれています。紀の川市は平穏なのか、あっても迅速に指導してくれているためなのか。

でも、青少年センターのセンター便りの活動状況によりますと、昨年1年間の相談活動

は87件、うち電話相談27件、来所相談46件、訪問相談14件、承知件数26件も入れますと113件あります。支部別にみますと、那賀9件、粉河38件、打田28件、桃山1件、貴志川37件あったらしいですが、子どもからの相談はゼロということですが、誰にも相談できずにいる子もいるはずだし、携帯サイトに悩みを打ち明け、相談もしている子もいるように聞きます。これは本当に危険なことだと思います。

いじめ・相談ホットラインは悩まず、すぐ相談をとということで、子どもからの相談を受けるのが目的だったと思います。ただ設置したらよいというのではなく、絵にかいた餅にならないように何とか工夫というのか、子どもが相談しやすいような環境をつくってあげ、もっと家庭、学校、地域、青少年センターが関係を強化して、何とか相談を受けられるよう考えていく必要があるのではと思います。

また、地域では民生委員さん、更生保護女性会の方、スポーツ少年団の指導者、青少年健全育成推進委員、スクールサポーター、各種団体、一般市民、ボランティアの方などが子どもたちに声をかけてくれたりして、見守ってくれています。昨年の打田中学校の事件、一人少年院に入ったと聞きましたが、それもそうだと思います。事件を起こす前に何とかならなかったのかなと思います。

それと、青少年センターの設置場所の件ですが、平成21年、青少年センター設立のときに場所を粉河、打田中心あたりに設置したらと質問しました。それに対し、「センターは生涯学習課が所管であり、教育委員会、とりわけ学校との関連、学校教育課のほうにも指導員さんがいる。そこらの連携の中で学校との連携の強化ということで教育部所属の貴志川のほうに設置という方向で考えました。」と。また、教育長は、「青少年センターの設置は、いわゆる補導的な要素をできるだけ少なくといいますが、少なくなるのがりそうであるわけですが、健全育成というものを視点に考えていきたい。教育相談活動、それと地域、学校、教育委員会、また青少年センターとの連携を強化して、子どもたちのいろいろな問題を含む行動に対応していきたい。また、位置の問題も教育委員会の連携、できるだけ近いところでしていきたい。新庁舎建設という問題もありますので、そういう中で中心部に来る可能性もあるのではないかなと思っている。」と答弁されました。

合併して、行政も集中業務ということで、新庁舎ができ、教育委員会が新庁舎に入った今、本当に子どものことを思うのなら、青少年センターも教育委員会との連携を密にし、迅速に対応していくために新庁舎の近くに設置するほうが教育委員会にとっても、学校にとっても、またセンターにとっても一番活動がしやすいと思いますが、移転についての執行部、教育委員会のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

ちなみに、昨年9月、教育委員会が発行したパンフレットには「紀の川市いじめ相談ホットライン 紀の川市青少年センター内 0736-64-9888 上の番号に電話をください。センターに直接来所、相談もできます。」と記載されていますが、電話番号の横に平成25年1月移転予定だとされています。これはどのような考えであったのか、合わせてお答えください。

それから、こういうパンフレットは各個人に配布されていますか。個人、児童・生徒に対する周知、徹底はされていますか。これについても答弁ください。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 高田議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

まず最初に、昨年、市内中学校におけるいじめという事案については、市民の皆様、議会の議員各位に大変な御心配をおかけしましたことを改めてここでおわび申し上げます。

教育長として、いじめ、体罰でとうとい命が絶たれるという事件が全国的に続いておりますことに心を痛めております。

まず、いじめ問題に対する対応としては、校長会、教頭会並びに学校訪問等で他者への思いやりの心や力をはぐくみ、児童生徒のいじめ問題に対する意識を高めるといった観点から、学校教育活動全体で行う。また、道徳教育の一層の充実を図るとともに、コミュニケーション能力等の人間関係を築く力を高める教育を推進するよう、強めてまいっております。

体罰については、これは2月の臨時校長会で次の3点を学校と教育委員会が共有し、強く推し進めていくということを私のほうから指導いたしました。

1点は、体罰は児童生徒の人権や人格を侵害する行為であるとともに、学校教育法第11条において、現に禁止されているものである。2点目は、いかなる理由があっても絶対に許されないものである。3点目は、体罰は教師と児童生徒との人間関係、信頼関係を瞬時に壊してしまうものである。そういう3点を確認いたし、日々、学校教育活動に取り組むように指示いたしました。

また、近く、文部科学省より体罰についての指針が出されますが、それに先駆けて部長も答弁申しましたように、本日、夜、研修会を持ち、体罰はしない、体罰はさせない、体罰撲滅に向けて取り組んでまいっております。

次に、青少年センターについて、教育委員会、とりわけ学校教育課との連携が不可欠ではないかという御指摘であります。まさしくそのとおりであります。

青少年センターの大きな使命は、私は2点あると常々思っております。1点目は言うまでもなく、問題行動のあった児童生徒、学校、保護者への指導・助言と、再発防止に向けての児童生徒への支援活動であります。2点目は予防教育的な観点から、問題行動が起こる前に児童生徒、保護者、学校からの相談に応じ、問題行動の未然防止のための相談啓発活動を行うということでもあります。

青少年センターは教育委員会の近くにおいてはということの御指摘であります。私も場所についてはできるだけ近いほうがよいとは思いますが、距離的な問題ではなく、指導の中身で距離感を超えて、連携を密にいたしていくことも大事かと思っております。このことについては、今後の課題と思っております。

今のところ、市内パトロールや相談業務、周知事業については現在の場所でも効果は失

われておらないと承知しております。

それから、青少年センターの連絡を密にするということで、校長会、教頭会にも青少年センター長を招いて、逐時報告をさせているところでもあります。

御質問にありましたように、センターの電話番号等々、場所等々については、予定として載せておりますが、いまだ実現していないということも一つの課題として、先ほど申し上げましたとおりであります。それから、こういうパンフレットについては、全て各学校を通じて、児童生徒一人一人に渡すように努めておりますことを申し添えておきたいと思っております。

今後とも、青少年健全育成に関しましては、行政のみならず、市民全体の大きな力で見守っていただけますことをお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問。

10番 高田英亮君。

○10番（高田英亮君）（質問席） 3問目になりますので、市長のほうにお尋ねいたします。

今起こっている体罰についてですが、文部科学省はしごきや過度の反復練習なども含め、部活動で何が体罰に当たるか、国が初めて指針づくりに乗り出すと宣言されています。体罰は愛のむちだと言われる指導者もおられるようですが、私たちが学生時代、今も続いているかわかりませんが、野球でけつバットというのもありました。市長も経験されていると思いますが、今の体罰問題をどのように考えられているかお尋ねいたします。

それと、青少年センター、平成21年、岩出市と一緒に運営していた那賀補導センターから市長英断のもと、紀の川市単独で設置されました。そのときは、教育委員会が所管だということで教育委員会のある貴志川に設置されました。しかし、設置されている場所は説明するのも難しい、わかりにくい不便なところなんです。この議場の中におられる皆さんも、知っている人は少ないと思います。「青少年センターで何をしているんよ。」「どこにあるんよ。」とよく言われます。せっかく設置したのに、ほとんど知らない人が多い。みんなにわかってもらい、相談活動など充実を図っていかなくてはならないと思います。先生方も不便を感じています。センターも多分、不便を感じていると思います。

今、教育長は距離の問題ではないと言われたんですが、やはり迅速に業務を遂行していると思えば、近いほうがスムーズにいくと思います。

部長も言っていましたように、素早くみんなという対応が最も重要であると言われております。青少年センターとしての機能が十分発揮できるよう、みんなの協力をいただいて、紀の川市の宝物である子ども、青少年を立派に育てていかなければならないと思っています。

そのためには、開かれたセンターになるようにしていかなくてはならないと思っております。青少年センターを今のところから教育委員会の近くにぜひ移転すべきだと思いますが、移転して運営していくお考えはないのかどうか市長にお尋ねして、質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 高田議員の大変大事な、今、全国的にも大きな問題として取り上げられております体罰、また青少年の健全育成等についての御質問。

我々、小さいころには、本当に体罰的な指導を仰いでいたところでありまして。家へ帰って親に言うたら、そんなことを言っても逆に怒られるだけで、今の子は温室といいますか、暖かいところで育ってるからなという感じもします。しかし、体罰というものはあってはならんというのは、私もその気持ちは皆さん方と一緒にあります。

そんな中で、どういう指導をしていくかということが、今夜7時半から隣の田園でスポーツ関係、また指導者等々にお集まりをいただいて、研修会、講演会を開催していただけることになっております。まず、議員各位にはぜひとも時間を繰り合わせいただいて、御参加をいただきたいなと思います。

それと、青少年センターの問題。青少年センターが本庁に近い、教育委員会に近いところのほうがええんではないかと。理想はそうであるかもわかりませんが、今の場所で十分、やり方とかいろいろな手段等々、また市民の関心を持っていただけるような取り組み等については、場所の問題ではないと思います。

そんな中で、高田議員も青少年健全育成の会長をされて、一線で頑張っていただいている一つの団体の代表であります。そこら当たり、今後とも青少年を温かく見守っていく団体から、また市民全体からそういう意気込みで青少年の健全育成を、市も教育委員会も地域もというようなかっこうの中で守っていくべく、お互いが理解しあって進めていく。そのことのほうが場所よりも大事ではないかなと思っております。

理想は中央に行けたらということではあると思いますが、適切な今の場所と比べて今は貴志川ですが、あれ以上の場所があるかということになりますと、今後の課題ということにさせていただかなきゃならないと思いますが、私は今のところでも十分やれるのではないかなと思っておりますので、高田議員のいろいろな今日までの取り組みの中で御協力をいただきたいなと。その上で、またいろいろと相談をさせていただきながら進めていけたらと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、高田英亮君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ここで、しばらく休憩いたします。

再開は午前10時45分といたします。

（休憩 午前10時27分）

（再開 午前10時45分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、19番 岡田 勉君の一般質問を許可します。

質問項目が2項目との通告でありますので、まず地域を元気にしていくための役割についての質問をお願いいたします。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 許可が出ましたので、通告に基づいて質問を行いたいと思います。

今もありましたように、最初は地域を元気にしていくための役割についてということがあります。

はじめに、昨日の一般質問で今の経済状況や企業の内部留保のことなどについて、少し述べられていた議員もおられました。私は今のデフレ不況を打開していく経済対策として必要なことの一つとして、企業の余剰資金となっている内部留保の一部を還元してもらって、働く人の賃金を上げて、そして国民全体の所得を上げて消費を回復させていくという施策が、今一番必要ではないかと考えます。

そういうことを踏まえての質問ですが、策定された長期総合計画の後期基本計画の第2章に社会経済情勢の変化というところで、このように書かれております。「アメリカ発の金融危機を発端として、世界的な経済金融危機に突入し、特に最近のヨーロッパ諸国の経済金融危機により、我が国の景気も急激に悪化し、経済情勢、雇用情勢の厳しい状況が続く中、地域経済の衰退がますます進んでいます。」と書かれております。

地域の状況を客観的に示す一つの指標として、ほんの一例ではありますが、本市における所得区分別の総所得金額を年度別に比較したものがおります。そこで、平成20年度から平成24年度までの5年間で、どのように所得が変化をしたのかということと比較してみますと、給与所得者の総所得金額が平成20年度で620億7,207万円あったのが、平成24年では569億1,281万円で、51億5,925万円の減額となっております。それから、営業等所得者の総所得金額が平成20年で37億4,437万円が、平成24年度で32億9,026万円、4億5,408万円の減額、農業所得者の総所得金額が平成20年度で17億2,430万円が平成24年度で14億1,898万円で3億632万円の減額で、それぞれの所得が減ってきております。

また、雇用の問題では、2010年度の国勢調査報告による完全失業率は、本市で6,98%、県平均が6,74%という状況になっております。このような状況は、全国のそれぞれの地域や地方自治体でも続いているわけではありますが、こういう状況から、自分たちの地域をどのようにして再生していくのかということで、地域に密着した多くの中小企業の方や事業所の方、あるいは農業所得等にどうすれば所得が生まれてくるのかといった視点での仕事おこしと福祉や環境分野なども含めた持続性のある地域づくりが必要だと考えます。

その際、地域で大きな役割を占める投資主体でもある地方自治体が、その財源と権限をどう生かして、国の財源も活用しながら地域の産業を同支援していくのかという政策的展

開が必要と思いますが、このことについてどう考えておられるのか、お聞きをします。

それからもう1点、今、本市においても地域を元気にしていく地域経済に一定の波及効果をもたらす役割を果たしている事業に、市内2つの商工会が発行団体となっている「紀の川プレミアム商品券」事業がありますが、本市がこの事業に補助金を出していますが、この事業をどのように評価されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（登壇） 岡田議員の地域を元気にしていくための役割ということで、地域の中小企業、農家などにお金が落ちる視点での持続性のある産業施策についての質問かと思えます。

産業の振興は、元来、事業者の自主的な努力、及び創意工夫を基本とし、公的資金または公的事业に依存しない自主的な経済構造の構築を図ることを旨として行わなければならないものでございます。

しかし、2008年のリーマンショックに端を発し、いまだに世界的な経済情勢の低迷から抜け出せない状況の中、紀の川市におきましては企業誘致やそれに伴う雇用者増加等、一定の成果が上がっているものの、地域の中小企業、農業は依然、厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、市の役割について平成25年度からの長期総合計画後期基本計画の快適で活力のあるまちづくりで、特に農業、産業振興の中で就業しやすい活力ある産業づくり、魅力と個性ある便利な商業環境づくり、活力のある農業と食のまちづくり、魅力ある田園観光・交流のまちづくりを基本施策に掲げ、紀の川市を元気にする施策を講ずるための指針を考えてございます。

地域の商業については、例えば既存商店街については地域住民の交流の場、すなわち地域密着型の商業地として顧客サービスを充実し、さらに農業、加工業または観光業と連携し、活性化を図らなければなりません。

また、既存企業等につきましては、企業既存産業の振興等の内発的な振興に合わせ、独自の創意工夫に基づく新たな産業、または企業を迎え入れる外発的な振興を図らなければなりません。

また、農業におきましては、農家の独自産業化の推進、また地元小売業者との連携もそれぞれ農産物の付加価値を高める一つの手法で推進していくことはもちろんでございますが、地産地消をさらに推進するためには、例えばJA紀の里等との連携を強め、ファーマーズマーケット、めっけもん広場を地産地消の核として消費促進、生産を刺激するのも非常に有効な手段と考えてございます。

また、地産地消の地域でございますが、紀の川市内のみならず、半径50～60キロ圏内、車で約1時間圏内を交流地域と考え、地域地産を推進し、紀の川市で生産された産品を紀の川市民のみならず、交流圏域の住民に積極的に消費してもらうことにより、生産を

刺激し、関連産業を発展させ、地域の資金循環を活発にし、地域の活性化を図らなければなりません。

このような中で、元気な紀の川市実現のため、国、県、地域の大学、その他関係地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者、経済団体等との協力を努め、市民ニーズ、事業者ニーズを的確にとらえた上で、国、県の補助制度等を最大限活用し、必要な産業の振興、企業立地の推進に関する施策を推進していかなくてはならないと考えてございます。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうからプレミアム商品券の事業の効果の検証を当部で行っておりますので、申し上げます。

本事業の実施は、市内経済活性化の紀獲的な役割を果たしていること、市内での消費拡大の実現が図られること、商品券をツールとして顧客ニーズがあった商品提供が実現できることなどの効果が考えられます。具体的には、消費者、市民が従来の商工会地区に制限されることなく市内一円の商品券加盟事業者で利用することができ、消費者の立場に立った商品券システムとして確立されたことにあります。

その背景には、まず市内の買いたい商店で買い物ができるということ、それと次に6カ月間の使用期限を設定していることで、短期間に1億円の経済流通を起こしていること、最後に事業所は経費をかけずに市民の皆様店舗をPRできるということ、この3点があげられるかなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 地域を元気にしていくと。そのために地方自治体としての果たすべき役割ということなんですけれども。

一例として先ほども述べさせてもらったように、商工会が行っているプレミアム商品券事業なんですけれども、これは私は大変地域経済に一定の波及効果を及ぼしていると思うんです。そこで、こないだも商工会へ行かしてもらって、いろいろと資料ももらってきたんですけれども。これは補助金を出している関係上、市にも報告が届いてるのじゃないかなと思いますけれども。ここに実績の報告というのがあります。

そして、皆さん方も御承知のように平成21年に政府が地域活性化生活対策臨時交付金を交付しました。その一部を使って本市もこのプレミアム商品券を通常よりも倍に補助金をふやしたということがあると思うんです。記憶にもあると思います。平成21年度の第2回議会、6月議会でその補正予算を上げたと思います。その平成21年度の事業実績報告の中で、紀の川市商工会としてこういう成果というんですか、総括をしているわけなんです。ちょっと長い文章なんですけれども、少し読んでみたいと思います。

「過去最高の枚数でありながら、全体の回収率が例年よりもよかったことを重視し、この商品券事業の価値は一段と増したことを実感している。事前周知が行きとどき、消費者

の期待を膨らましたことも成功の要因ともいえる。消費者としては、買いたいものをより安くが市場ニーズとして永遠の要望であり、それに適応した今年度の5町商工会発行プレミアムつき商品券事業は、消費者の評判もよく、次年度の商品券事業への期待度も大きい。また、便利な使い方ができることからこそ経済的な効果をもたらすものである。この商品券で欲しい商品を買って、毎月の生活経費の支払い（新聞代とか牛乳代等）もできる商品券であることからこそ、地域経済効果が広がるのである。ただ、商品購入等のみ限定した商品券事業は、日本全国各地で行われているが、その商品券事業は衰退している。そうした面からみても、プレミアム商品券は市内商工会の広域事業として画期的かつ即効力のある景気回復の起爆剤として消費者が商品券を持参し、地元の中小企業店舗を利用する機会がふえることにより、町内商工業者のよさをしってもらうとともに、売り上げの市外流失防止になり、地元中小企業者にとって顧客の定住化が図れ、大型店対策にもなっております。」。

そして最後にこのような文言もあります。「地域商工業者が一丸となって、もっと使いやすい市民、消費者に喜んでいただける商品券として成長させることが、紀の川市の地域活性化の起爆剤となることを確信している。」と書いてるんです。

このように商工会が平成21年度の補助金が倍にふえたときの総括をしております。

このときも、市の補助金がプレミアム商品券分として2,000万円、そして発行事務費450万円、県の間接補助金46万3,000円で、2,496万3,000円を補助金として交付してます。

そして、商品券の回収費が2億1,482万6,780円ということで、補助金の約10倍近くの効果が出てるといえると思うんです。

このように、地域経済が衰退していく中で、プレミアム商品券のような経済波及効果を果たす役割を果たしているという視点に立って、今後、市のそれぞれの事業の展開をしていくということが必要ではないかなと思うんですけれども、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（自席） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

私どもでプレミアム商品券、今年度も実施する中で、先ほど効果を説明させていただきました。当然、効果もあるわけなんですけど、反省すべき点もあります。店舗数の拡大等々、いろんな形で進めていくというのも、一つの要因として大事なかなと。それで元気が出る、より充実することによって、それが充実していくだろうと思います。

私どもとしては、農業も含めた産業の観点から、こういった事例をもとにしっかりと取り組んでいけたらなという考えを持っております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ございますか。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 3回目ですんで、今度は市長にお聞きするんですけども。

繰り返しなんですけれども、このように商工会が取り組んでいるプレミアム商品券事業、そしてそこに対して市が補助金を出しておりますけれども、地域経済に一定の波及効果をもたらしているということは、この金額を見てもおわかりだと思うんですけども。

今後、こういう視点に立って、私は、あとどういう事業があるか調べてみたんですが、なかなか見つからないんです。やはり今後、そういう視点に立って市を元気にしてく、地域を元気にしていくということが必要ではないかなと思うんですけども、その辺、市長はどのようにお考えなんですか。お聞かせください。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 岡田議員の商工会のプレミアム商品券の取り扱いを通じて、市、また商工会の活性化等々につなげることを、合併後やっておるわけでありまして。国のいろいろな補助金、制度を活用する中で、倍近くにふやさせていただいたこともあるわけでありまして。

これは、旧貴志川町時代から、私が商工会の皆さん方と取り組みをしていく中で、合併後、紀の川市になってもこの事業を受け継いでやっていただいたということ。ただ、旧那賀町につきましては、商工会が単独でやられてるわけで、紀の川市全体ということにはなかなかいかないわけでありましてけれども。

この事業については、難しい点もございます。もちろん加盟店等々の問題、また市民の皆さん方がこれだけプレミアム商品券に対しての関心度等々、今後、担当課並びに商工会の皆さん方とともにこれらのやってきた今日までの成果なり、また不都合等々も振り返りながら、今後進めていけるように頑張っていけたらなと思ってございます。

○議長（西川泰弘君） 以上で、地域を元気にして行くための役割についての質問を終わります。

続いて、自治体みずからが地域に仕事をつくり出すことについての質問を願います。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 2つ目は、自治体みずからが地域に仕事をつくり出していくことについてということです。1つ目の質問と大変微妙に関係があることなんですけれども、質問をしたいと思えます。

先ほども、本市の地域経済のことを少しふれさせていただきました。そういう中で、バブル経済が崩壊して以降、長引く景気低迷が続く中で、特に中小企業業者の方にとっては大変な経営状態が続いていますが、この雇用の7割を支える中小企業業者の方が危機になれば、地域経済そのものもうまくはいきません。

今、民需が低迷している中で、国や地方自治体が発注する官公需というのを少し説明しておきたいと思うんですけども。御承知かもしれませんが、業務のために使用す

る文房具や備品、消耗品などの物品、管理する施設の清掃や警備などの業務委託、それから施設の建設や道路の新設改修、改良などの工事を発注することなど、これらの公共的な調達ということで官公需といわれておりますが、この官公需を地域の中小業者の方の仕事おこしに活用し、自治体みずからが地域に仕事をつくり出すことが求められていると思います。

自治体が地域で集めたお金、税金を地域で使うことで、1つ目として仕事をつくり出していくことができます。2つ目に仕事が地域の中小業者に回ります。3つ目に地域に雇用と所得が生まれる。4つ目に所得が地域で消費されて、地域を潤す。5つ目は自治体が財政も潤い、さらに仕事を生み出せるというように地域経済循環の輪ができると思います。

今、本市では合併特例債を活用し、大型の公共事業が行われておりますが、潤うのは一部の大手の業者の方であり、合併特例債も最終段階になる中で、施策と予算の方向を地域に振り向けていく。そういったことをすることによって、循環のかなめになって、地域経済を元気にしていくことにつながるとは思います。地域経済循環の輪をつくるという観点から、つくるという方法をどのように思われますか。私が今お話ししたことをどのように思われるのか、お答えいただきたいとします。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 岡田議員の御質問にお答えいたします。地元業者を優遇すれば、地域にお金が落ち、そのお金が地域内で循環して新たな消費を誘発し、税収がふえ、雇用機会もふえ、地域経済の刺激になるということで、地元業者の育成という観点での御質問だと考えております。

中小企業の受注機会の増大を図るために、昭和41年に官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律が制定されました。この法律に基づきまして、毎年度、官公需における中小企業者むけの契約目標を、中小企業者の受注機会の増大のための措置事項等を定めた中小企業者に対する国等の契約の方針が閣議決定され、公表されております。

現在、市が発注する工事、物品等につきましては、市みずからが地域に仕事をつくり出すため、入札等参加資格に登録された受注能力のある地元業者を中心に発注しているところであり、市内業者の受注拡大により、今後とも地域おこしや地域経済の波及効果を推進していきたいと考えております。

建設工事につきましては、災害時の市民生活を守るため、応急・復旧工事等、地元雇用のウエイトが高く占めている市内建設業がより発展することは、市民の雇用を守るということからも大事であると考えております。

それから、合併特例債による事業の受注について、地元業者の受注機会が低いということですが、合併特例債を受注している事業は庁舎建設事業、あるいは粉河中学校改築事業など大規模事業だけではなく、原則は普通建設事業の全てに充当することができます。学校の耐震化工事、防火水槽、消防器具庫改修工事、道路橋梁にかかる工事など、地元の業者が受注する機会のある事業にも充当されておりますので、合併特例債により地

元業者が享受する事業は数多くございます。合併前と正確な比較はできませんが、合併特例債により地元業者が受注できる機会はふえていると考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ございますか。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 今、総務部長が言われました官公需についての中小業者の受注の確保に関する法律、略して官公需法とも言われてるんですけども、その第7条に地方公共団体の施策ということで、「地方公共団体は国の施策に準じて、中小企業の受注の機会を確保するために必要な施策を講じるように努めなければならない。」という法律があるということであります。

それから、一番最初の質問で地域を元気にしていくための役割、そしてまた自治体みずからが地域につくり出していくということで、どのような政策展開をしていくのかという問題について、少し参考としてとってもらって、まずこういうことをやっていきたいということで紹介をしたいと思います。

ここに大阪の吹田市、本市とは人口規模なんかも違うと思うんですけども、ここに吹田市の産業振興条例というのがあります。この条例の中の1条目的にはこういうことが書いてます。「この条例は産業の振興に関する基本理念及び施策の方針を定め、市事業者経済団体等、及び市民の役割を明らかにすることにより、産業基盤の安定及び強化並びに地域経済の循環及び活性化を図り、もって就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資するとともに、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。」ということで、10条までの条例を制定しております。その条例の中の第4条 産業施策の方針というのを出してあります。「産業施策は、次に掲げる方針に基づき推進されなければならない。」という文言がありまして、11あるんですけど10番目に「市内の中小業者の受注機会の増大を図ること」とあります。

吹田市は、直近のことはお聞きはしてないんですけども、こういうふうには産業施策の方針の中に、今述べたように市内の中小業者の受注の機会の増大を図るということで、物品について、少し前なんですけれどもそれを試行的に行っているということもお聞きをしております。

こういう地域経済を元気にしていく、そしてまた、みずからが地域に仕事をつくり出していく、私、さっき述べたように経済の循環の輪をつくっていくということからしても、こういう条例を本市も制定して、そういう方向に向けて取り組んでいくと。まず第一歩にこういう条例を制定していくということが必要ではないかなと思うんですけども。この条例を制定していくことについてどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、地元業者の育成施策についての御質問でございますが、地元業者の育成について

は、まず地元業者の技術力、競争力というのが前提と考えております。最小の経費で最大の効果を上げるということで、市民の方からお預かりしている税金の用途を明確に運用することを前提として、地元業者の方が今以上に技術力と競争力をつけていただくという観点で、地元企業の育成が必要であると考えております。

議員おっしゃっている趣旨については、単に公共事業をふやして、地元業者に仕事をつくり出すという一過性のことではなく、市が税を投入することにより、その波及効果で地域住民等の仕事、所得が増加し、地域が元気になり、税収も増加し、それにより新たな市の事業ができるという好循環の施策を実施していくことが必要ではないかと思えます。そのような観点で、知恵と工夫により着実な成果を上げている市町村もあるようでございます。

議員おっしゃいましたように、吹田市のような産業振興基本条例、あるいは名称は変わりましたが中小企業育成条例、そのような条例がございますので、市内企業、商工会、農協、いろんな市内全ての経済主体が連携して取り組むことが必要だと考えますので、産業振興、地域活性化の観点で十分な検討を行ってまいりますとともに、官公需法の精神に照らし、今後とも地元業者の育成に資するよう地域経済の活性化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ございますか。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 最後に市長にお聞きをします。

先ほども述べたように、合併の特例措置も最終段階になってきております。特に地方交付税の合算算定ですね、これもあと2年と半年ほどで段階的に減っていくと。平成28年度から減額されていくということです。そして、地方交付税は平成33年度には一本算定になって、本市と同じような標準規模の市と同じような地方交付税の交付額になっていくということです。

こないだも総務文教の常任委員会の所管事務調査がありました。御承知だと思うんですけども、市の財政状況と今後の見通しについてという議件でした。その中でも資料として出されて、財政課長のほうから報告も受けたんですけども、地方交付税の算定がえによって、平成24年度と平成33年度を比較してみると、地方交付税で26億7,000万円の減額になっていくということです。そうなりますと、本市の予算規模もかなり縮小していくわけなんです。そういう中で、義務的経費、人件費と公債費、それから扶助費という3つの事務的経費も出していかなければならないということです。

いよいよ職員の適正化計画とかいろいろ言われますけれども、私は職員を減らすのは災害のときとか見てみたらどうかなとも考えますんですけども、義務的経費をそういう中からも必ず出していかなければならないということでもあります。そういう中で、合併が終わって、特例のある期間はいろいろ事業もし、元気なまちだと見えていた中にも交付税も減っていく中で、今後はどのようにしていくのか。大変心配もするわけなんです。地域

が衰退していかないか。今でも経済状況が悪い中で、元気がない中でより一層、地域が元気をなくしてしまわないかということも大変心配するわけなんです。そういう中で、私がさっきからお聞きしてるように、市長は地域を元気にしていく、そしてまた地方自治体みずからが仕事をつくり出して、元気を与えていくということについて、市長はどのような考えをお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 岡田議員の御質問。紀の川市政、平成17年11月に出発をして、やはり安全安心、またバランス・公平の観点から、今日まで進めをしてまいりました。

今、議員御質問のあった平成32年ごろには交付税も減るし、そんな中で特例債を修代うしていた中での返済という時期も重なってくる状況であります。

それでは、今、特例債を活用できるときに、公共施設やいろいろな事業をやっておかないことには、市民の皆さん方からいただく税金は減ってくるわ、国からの交付税は減ってくるわということでは何もできない状況になるわけです。特例債活用の時期を逃してはならんということの中で、取り組みをしてございます。だから、何もかもやったらええわということには思っておりませんが、今後、10年間の間に、特例債については延長もあるかと聞いておりますけれども、まず10年間の間に足腰の強い紀の川市をつくる。そして、もちろん岡田議員も言われるように地元の業者、地元にあることについてはまず率先して地元優先ということの大事さということ、私は常々、思っておりますし、今後、その方向は変わるつもりもございません。

非常に難しいといいますが、地元でしたい、やりたいけれどもなかなか地元で対応のできない大きな事業等についてはやむを得ないということも御理解をいただきながら、地域の活性、難しい問題があろうかと思っておりますけれども、市としてやれることは一生懸命やり、そして今度は市だけではなくに住民の皆さん方、また地域の産業、農業、一緒になって紀の川市づくりをやっていくことを模索、研究しながら、今後の方向を出していけるように頑張っていかなきゃならんということでもございまして、今どうするということについては、まだ申し上げられませんが、今後、皆さんと一緒に考えて、そして紀の川市の方向性を見出していくということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、岡田 勉君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、13番 田代範義君の一般質問を許可します。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） それでは、私も一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、防犯灯のLED化について、1件目、お伺いをいたします。この質問につきましては、1昨年9月議会でも質問をさせていただいておりますが、そのときの答

弁ではなかなかいい答弁をもらえず、検討課題になってると思うんですけども、その後、どのような検討をされてきたのかをまず伺いをいたします。

このLED化につきましても、前に言わしていただきましたけども、CO₂の削減効果、また電気料金が安くなり、電球の長寿命化、そして温暖化の抑制にもつながると言われております。こうしたことから、LED化について市が率先して推進すべきだと思います。このLEDの取り付け状況もお聞かせください。

また、既存の防犯灯であります、これを取りかえる場合、市の補助金が出ません。これは自治区がお金を払って取り付けなければならないのが現状でございます。この推進をするためにも、市が補助することができないのか。まず、1回目伺いいたします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

地域振興部長 吉田 靖君。

○地域振興部長（吉田 靖君）（登壇） それでは、私のほうから平成23年9月議会におきまして、田代議員から御質問のございました防犯灯設置補助事業の見直しにつきましては、平成24年度におきまして、前年度と同様の内容で補助事業を実施し、LED防犯灯の導入件数と設置費用の推移について注意深く検証を進め、補助メニューの検討を重ねておるところでございます。

今年度の実績につきましては、平成25年1月末現でございますが、自治区が新たに設置する防犯灯の数は86基でございます。そのうち、LED防犯灯につきましては15基となっているところでございます。

全国的にLED防犯灯を設置する割合は増加傾向となっておりますが、設置費用につきましては機器の普及によりまして多少値下がり傾向にあるものの、今だ価格のばらつきがございます。LED灯につきましては、先ほど田代議員がおっしゃられたCO₂の排出削減、それから電気使用量の軽減、電灯の寿命が長いなど、通常の白色蛍光灯に比べてすぐれた面が多く、現行の補助要綱におきましてLED防犯灯の補助メニューを見直すことにつきましては、管理主体となっております自治区の維持管理面におきましてメリットは大きいと考えますので、さらに検証を進めまして鋭意取り組んでまいりたいと思います。

それから、既設防犯灯の更新や機能アップに対する補助はできないのかという御質問についてでございますけども、これにつきましては現行の補助要綱の対象外でございますので、御要望にはお応えできかねますが、補助メニューの見直しの中で検討課題として認識し、取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 再質問。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） 答弁いただきましたけども。

まず、最初に聞きました既存の防犯灯、これについてはなかなか市からの補助金がないので、現状をいうと普通のやつやったら1万円ちょっとぐらいでつくと思うんですけども、

LED化にするとかなりの金額がつくので、地元もなかなかこれをLEDに進めていくというのは厳しいのかなという件もあるんでお聞きしました。これについても市のほうで補助できないのかということをお聞きさせていただきましたので、また新たにお答えください。

そして、現在は新規に防犯灯を設置する場合は、現状、電柱等に取りつける場合は2万5,000円の市からの補助があります。そして支柱を立ててつける場合には5万円の補助を市からいただいております。しかしながら、LEDをつけるとその補助金では足りないという場合もあると聞き及んでおりますけれども、防犯灯の補助金要綱を変更して増額をして取り付けやすいようにできないのか、補助要綱の変更ですね、これができないのかお聞きしたいと思います。

ただ、ちなみに貴志川町のほうにおきましては、LEDを取りつけても2万5,000円で十分取り付けができていますので、一言言わせていただきます。

そしてまた、違うリースという形で、千葉県の茂原市の件で少し話をさせていただきます。

千葉県の茂原市は市内にある20ワット型蛍光灯を使用した全ての防犯灯をリース方式でLED化をしたそうであります。設置されたLED防犯灯は7,450灯、不点灯などの故障修繕を含む保守維持管理がついた10年間の継続契約でありまして、リース業者から委託された市内の電気工事業者が取りつけるというような茂原市の取り組みが新聞に載っております。これについて、市職員はLED化のメリットとして電気料金の削減、故障しにくい、寿命が長い、省電力で今までと同等の明るさを確保、二酸化炭素の排出量削減、こういったことを強調されておりました。

こういったことで、茂原市は10年間リースで7,450基を取りかえたということもあります。私も実際、そこの担当課の方にも聞いたんでありますけれども、これが紀の川市に当てはまるかどうかというのは別としまして、市が管理してる防犯灯をリース方式でやったそうあります。

そういったこともありますので、リースというものも一つ念頭に置いた中で、いま一度要綱の変更とリース方式という2点、お答えをください。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

地域振興部長 吉田 靖君。

○地域振興部長（吉田 靖君）（自席） 再質問にお答えいたします。

まず、紀の川市防犯灯設置事業費補助金交付要綱の見直しの件についてでございますけれども、この件につきましてはできる限り自治区の御負担が大きくなるようにと考えるところでございますが、議員も御承知のとおり、市の財政状況も厳しい中、限られた予算の範囲での見直しとなる方向でございますので、その点は御理解よろしくお願ひ申し上げます。

それから、市といたしましても諸般の動向を見守りながら、平成26年度をめどに要綱改正の方向性を含めた事業の再検討を進めたいと考えてございますので、御理解よろしく

お願いいたします。

それから、千葉県茂原市における防犯灯の市管理方式を紀の川市でも取り組めないかということでございますが、茂原市におきましては基本的に防犯灯の設置、維持管理を市が実施主体として進めております。それに対しまして、紀の川市では防犯灯の設置、維持管理は自治区の皆様が実施主体となっておりますので、事業実施の形態が異なります。その上に財政上の制約もございますので、現時点では茂原市方式の導入に取り組むことにつきましてはいたしかねるとお答えさせていただかなければならないと思います。

しかしながら、市長もふだんから申し上げております「安全安心なまちづくり」の施策遂行において、研究課題として考えてまいりますので、よろしく申し上げます。

市といたしましても、議員おっしゃるとおり、白色蛍光灯よりLED防犯灯を設置する効果は大きいと認識してございます。その辺でよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ございますか。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） 最後なんですけれども、市長にお伺いいたします。

この要綱の変更、市長の英断を持って進めてもらえたらなと思うんですけれども。ほんまに2万5,000円でもいけるといっているのを聞いてるんですけども、やはり聞くところによると2万5,000円以上するところもあると、ばらつきがあるのがネックになっているのかなと思いますので。

先ほど部長から答弁もありましたけども、平成24年度は86基要望ある中で、15基しかLED化が進んでいないという状況で、やはり市が率先して推進をしていただかんことにはこれはなかなか進みにくい面もあるのかなと思いますので、まず要綱から変えていただき、そして区長会等々でLED化に推進のほうにできるような方策を市のほうで進めてもらえなということ、市長の答弁を求めます。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 防犯灯の御質問、いろいろと要綱を変えてでも取り組むべきではないかということでございます。

できるだけ、安全安心なまちづくりのためには避けて通れない防犯灯の設置要綱ではないかなと思っております。そんな中で、LEDという非常に長期にわたっての使用が可能な、多少高くつくということではございますけれども、この分につきましては十分に検討させていただいて、平成26年度から見直し等々の問題についても取り上げてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいなと思います。

○議長（西川泰弘君） 以上で、防犯灯をLED化してはの質問は終わります。

続いて、体育文化施設のあり方についての質問を願います。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） では、2問目のほうについてお伺いいたします。

体育、文化施設のあり方についてでありますけども、紀の川市も合併して8年目になります。文化ホールの運営管理体制についてお伺いをいたします。

紀の川市には粉河のふるさとセンターと貴志川のかがやきホールがございます。その中で、粉河のふるさとセンターは、管理者を置いて運営をされております。しかしながら、貴志川のかがやきホールのほうは管理者は業者委託になっておりますので、こうしたホールの違っての体制を一元化できないかということで、まずお伺いをいたします。管理運営の一元化です。これができるかということをお伺いいたします。

その次に、市内にあるコミュニティセンター及び分館の補助金についてお聞きします。コミュニティセンターは4館、そして分館には粉河、那賀で計10館ありますけども、この補助金がかかなり違っております。それをこの際、統一できないのかお聞きをいたします。

次に、体育館施設やスポーツ公園、生涯学習センター等の会議室を借りる場合、申請する場合、はんこがいります。私もはんこを持ってなくて、幾度となく家へ帰ったこともあるんですけども、そうした中で今の時代、こういった施設を借りる場合はサインでも受け付けられるようにできないのか。3点お伺いいたします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） 田代議員の文化ホールの管理を一元化できないかという御質問ですが、粉河ふるさとセンターの大ホール、貴志川の生涯学習センターのかがやきホールの管理運営について、一元化できないかという御質問でございますが、まず各ホールの管理運営費用につきましては、形態の違いがございます。粉河のふるさとセンターにつきましては管理人として臨時職員を設置しており、賃金で総額268万1,000円を計上してございます。また、貴志川のかがやきホールにつきましては管理人を業者委託しており、委託料として226万8,000円計上してございます。いずれも、ふるさとセンターの委託料には小ホールの部分も含んでいるということを考慮すれば、金額的には大きな差がないものと考えているところでございます。

次に、コミュニティセンター分館の運営委託料を統一できないかという御質問ですが、コミュニティセンターは貴志川地区に4館、分館につきましては粉河、那賀地区にそれぞれ5館設置されておまして、運営委託料についてはコミュニティセンターと各分館では地域性等により運営形態が異なることから、支給形態や金額がほぼ旧町のままとなっております。調整されていないのが現状でございます。

一例をあげて申しますと、各教室類についてはコミュニティセンターで実施されている教室については市内全域から参加が可能であります。各分館についてはその地区の方しか受講できない現状であります。また、運営については運営協力委員会等の設置の有無等々、まちまちとなっているところでございます。合併から7年が経過していることもあり、現在、生涯学習課で調整を始めているところであります。

まず、報酬面において平成25年度から那賀地区に設置されている分館長の報酬を見直し、旧町のままとっていた那賀、粉河の分館主事報酬を統一する方向で進めてまいります。また、運営委託料については、活動状況も考慮した中で見直しを図っていきたいと考えてまいります。

各コミュニティセンター分館については、先ほども申しあげましたように地域の特色に合わせた活動を行っており、運営方法の統一には難しい面もございますが、地域住民が中心に運営を行うという意味から、運営協力委員会の設置がされていない分館については3月末までに設置を行うよう指導しているところでございます。

今後も市民に親しんでいただける公民館を目指して調整を進めていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

次に、使用申請時のサインについての御質問ですが、従来、本人確認の意味もあり、申請時に署名、押印をいただいているところでございます。この点につきましては、サインでの受け付けができないかとの御質問でございますが、市民の皆様の利用しやすい施設を目指すという観点から、教育委員会所管の施設に限り、申請時に押印がない場合でも受付をさせていただきたいと思っております。ただし、免除申請につきましては、紀の川市民であることの確認のため、免許証等による本人確認をお願いしたいと思っております。

また、文化ホールについては、備品の利用や技術料の関係から契約等が発生する場合がありますため、従来どおり、署名、押印が必要とさせていただきますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 再質問。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） 答弁いただきました。

まず、管理運営の一元化ということで、先ほどもかなり進んだ答弁をいただいたと思うんですけども、いま一度確認のために、貴志川のかがやきホールのほうにおいても管理人を置けないのかどうか。業者委託じゃなしに。といいますのも、いろいろと貴志川のほうで声を聞きますので、そういったことも考えながらの提案ということで、いま一度、管理人を置けないのかどうか答弁をお願いいたします。

とりあえず、管理人のやつを2回目として聞きます。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 田代議員のかがやきホールの管理人の設置につきましては、先般も田代議員から御提案をいただきました、ふるさとセンターの管理人がかがやきホールの管理人を兼務する方向で、現在、内部調整を行っているところであります。できれば、新年度当初から実施していきたいと考えております。

両方のホールで催しが重なった場合にはどうするか等、解決しなければならない部分もございますが、技術者の派遣等で対応していければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） 市長にお伺いたします。

管理人のほうは、今、部長から前向きに答えていただきましたので、市長の考えもあればお答えいただきたいと思います。

そして、コミュニティセンター及び分館の補助金の件なんですけども、先ほども話がありましたけども、コミュニティセンター、貴志川のほうの場合は市内全域からの参加で運営をやっている。分館においては、地域だけでやってるようなという答弁がありましたけども、そういうこともあるのかなと思いつつ、やはりそういうことであるのであるならば、分館のほうも市内全域から来てもらえるような事業をやっていくべきであろうと思うんですけども。そういったことも、しっかりと訴えていただけるように、市長のほうからもお願いをしたいと思います。

補助金について、今徐々にしてくれてるという答弁だったんですけど、早急にすべきじゃないかなと思うんですけども、市長の考えをお伺いたします。

はんこはやってくれるようなので、これは省きます。

この2点についてお伺いたします。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 合併をし、かがやきホール、ふるさとセンター、またコミュニティセンター、公民館等の分館の調整、まだできてないことも事実でございます。

そんな中で、先ほどから御質問のあったふるさとセンター、かがやきホールの管理の一元化等々の質問もございました。同じ日に、両方開けなという催しがあるときには、一元化というのはなかなか難しいと思いますし、人的一元化ではなしに、同じような扱いをするという意味での御質問だったのかどうかわかりませんが、

どういう市民からの意見が出ているのか、私もまだ承知してない部分もございませぬけども。ふるさとセンターがうまくいってるけども、かがやきホールはあかんのか。かがやきホールがうまくいってるけど、ふるさとセンターの運営がうまくいってないという意味であるのか、私もわかりませぬ。わかりませぬが、今後、一元化に向けてということよりも、やはりみんなが使い勝手のいいかがやきホールであり、ふるさとセンターであることがまず基本ではないかなと思っております。

それと、各分館、コミュニティセンターについては、今後の課題として運営補助等々ある中で、統一をしていけるような、そしてその地域地域の、場合によってはほとんど地域のコミュニティセンター、また公民館活動ということになるかと思っておりますが、市の公民館なりコミュニティセンターという格好の中での拠点としていろいろ事業をやっていく場合には、市民を対象とした催し等々、そういうことの中で今後考えを持っていかなきゃならんということも感じておりますので、今後十分相談をさせていただきながら、前向きに

検討ということで御理解をいただきたいなと思います。

○議長（西川泰弘君） よろしいですか。

〔田代議員「はい」という〕

○議長（西川泰弘君） 以上で、田代範義君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ここで、しばらく休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

（休憩 午前11時51分）

（再開 午後 0時59分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、17番 今西敏文君の一般質問を許可します。

通告がありますので、まず地域づくりのための今後の自治会運営について質問願います。

17番 今西敏文君。

○17番（今西敏文君）（質問席） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

私は2点させていただいて、最初の質問ですけれども、地域づくりのための今後の自治会運営についてということで質問させていただきます。

今、私たちの近辺では人口減少により、少子高齢化や核家族などにより、人と人のつながりが希薄になりつつある中、市民同士や地域内での新たな支え合いの活動がますます重要になってくるのではないのでしょうか。特に、地方自治において末端組織である自治会の大切さは見直されており、防犯や防火、青少年の健全育成など地域づくりの大事な組織として、市として自治会の運営を積極的に支援すべきではないのでしょうか。

そこで、3つ質問させていただきます。

1つ、現在、自治会の運営にかかる財源としては区費、自治会運営補助金、水路清掃補助金など各種補助金があげられますが、地域活性化を図る自治の財源確保が急務であります。市として補助金のさらなる支援はできないものかお尋ねいたします。

2点目として、市の誕生以来、広報紙などの市民への配付は業者委託による方式をとっており、市の世帯数2,500戸に対し、自治会に入っている戸数が2,100戸ほど入区率が80%とのことで、配布漏れを心配したことであると思いますが、地域交流が望まれる中、区長さんや班長さんが地区を、月1回、広報誌などを配布し、回り、ひとり暮らしのお年寄りなど区民に声をかけることにより、地域のつながりや連帯感が生まれるのではないかと。広報誌の配布を区に委託し、その委託料を区の運営費にあててはどうか、お尋ねいたします。

それと3つ目、市内に199の自治会がありますが、10戸程度で構成する区も存在す

るということですが、自治区は基本的に50戸程度で組織するのが効果的ではないでしょうか。自治区統合に向けた問題はあるのか。また、市全体で未入区戸数が20%ある中、市として今後の対応について質問いたします。

1回目の質問とします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

地域振興部長 吉田 靖君。

○地域振興部長（吉田 靖君）（登壇） それでは、私のほうから今西議員の御質問にお答えいたします。

市から自治区への補助金につきましては、地域コミュニティ推進を図るとともに、住みやすい地域づくりを支援するために、各部局のそれぞれの分野で対応してございます。地域振興部から自治区への直接的な補助金といたしましては、自治区運営補助金、これが交付されております。さらなる支援ということでございますので、合併の恩恵を享受する10年間の終了しようとしている中で、将来の財政状況を考えたとき、補助金でのさらなる御支援は難しい状況と考えております。

次に、市の広報誌等の配布を自治区へ委託することにつきましては、現状の業者委託となった経緯といたしまして、平成17年11月の合併当初におきまして、旧5町で対応しておりました旧来の方式を引き継ぎ、各自治区の区長様方に配布をお願いしておりましたが、合併協議会におきまして未加入世帯にも広報紙の配布が必要であるとの配慮から、配布の業者委託が既に決定しておりました。そこで平成18年2月から、現状の方式となったわけでございます。

議員のおっしゃるとおり、自治区の財政も厳しさを増しております。安定した自治会運営をするためには財源の確保が必要となってきますので、その観点から自治区の要望があれば検討する必要があると考えております。

しかしながら、自治区それぞれの事情や考え方、さらに自治区未加入世帯への配布方法等、解決しなければならない問題もございますので、まず自治区の代表で組織されております自治連絡協議会へ御相談申し上げ、自治区の意見を集約するための協議を進めたいと考えております。

また、自治区の統合と未入区問題につきましては、現在、紀の川市の自治区単位の加入戸数は最小は7戸、最大は823戸で構成されております。紀の川市の自治区は、旧来より地縁に基づいて住民の意思で形成されたものでございます。行政でつくり上げたものではございませんので、旧町単位で自治区数に格差があるようでございます。このような経緯を前提に考えますと、未入区問題につきましては、これといった決定的な原因はわかりませんが、入区金等の負担や自治区内の奉仕作業への参加義務等において、各自治区における運営方法、さらに核家族化による地域コミュニティに対する考え方の希薄化などが考えられ、それが自治区離れが生じている原因であると認識してございます。

同様に、自治区の統合につきましても、それぞれの自治区には財産や独自の慣習がござ

いますので、自治区同士の話し合いにより折り合いがつけば可能であると考えてございます。

以上のような状況でございますので、現段階におきまして行政主導で自治区の統合や未入区問題を解決するという事は難しいと考えますが、自治連絡協議会と連携をしながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問をお願いします。

17番 今西敏文君。

○17番（今西敏文君）（質問席） 再質問させていただきます。部長については、大変、公私ともお忙しい中、出席していただき、答弁いただきありがとうございます。

その中で、私は広報誌の配布についてでございますけども、今、部長がおっしゃったようにこれはおっしゃるとおりやと思いますんで、ただ、自治連絡会、実際、うちの地区では大体300戸ぐらいあるんですけども、ポスティングは手力ですんでのぞきに行ったり、いてないと放り込むとかいろんな形があると思うんですけども、そういうふうには自治会である程度前向きな意見、うちの区長さんに話をしますとそれはええことやなと言います。金額は言ってませんが、ただそういうふうにして昔の交流をしないと。新しい人も中にはありますけども、そういう人を含めて全体的にその区、例えば新しい人も入って、うちのほうでもありますけども、そういう人らを入れてポスティングできるのがあれば、今は確かに自治連絡協議会という形がありますけども、その中である程度前向きな考えをいただけたら、その地区で新しい、未入区の人を含めて、その地区の区長さんにお渡しすると。ポスティングでもお金が入るといって進めていけるんじゃないかということ、再質問させていただきます。

それともう1点ですけども、未入区問題や区というのは、とりあえず、今、部長がおっしゃったように、今までの慣例なんかには市としてはその流れに従うよという形の答弁をいただいたんですけど、市としては合併8年目に入りますし、ある程度目的を持って、確かにうちの班でも10件、うちも小さいところでは、うちの地元のことを言って悪いですけども、310ぐらいありますけども、その中にやっぱり20件30件未満、小さいところでは10件未満とかありますけども、各班ごとにしますと、自分とこのことを言って何ですけども、自分とこの班でも100万円ぐらい金を持っていますから、財産は財産で班を持っていますから、それはいいと思うんです。

だから、今の区のイメージを変えていく必要があって、放っておくんじゃないしに市が努力して、市の目標にして、区の考え方を区長さんがたに話をしてどうやという形を市も積極的に対応して、また未入区問題についても積極的に対応すべきではないでしょうか。

これが2回目の質問とします。

○議長（西川泰弘君） 地域振興部長 吉田 靖君。

○地域振興部長（吉田 靖君）（自席） それでは、今西議員の再質問にお答えいたします。

す。

広報紙等の配布につきまして、自治区が前向きであったら市はどのように取り組むのか、配布委託希望の自治区から随時委託できないのかという質問だと思いますけども。議員おっしゃるとおり、自治区の安定した財源確保にもなり、市の財政負担も軽減すると推察いたします。しかしながら、未加入世帯への配布や配布漏れがあった際の対応、また配布期間の調整等、トラブル防止に向けた諸般の調整事項もございますので、業者委託から自治区委託に移行することにつきましては、自治区の意向が積極的であるか否かを確認して自治区までの発送体制や未加入世帯への対応等も含めまして、今後、慎重に検討、研究して進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、配布を御希望される自治区から委託できないのかとの御質問につきましては、業者委託との併用は経費増の懸念もございます。それで、自治連絡協議会、皆さんの総意で決定されれば、その意向を勘案の上、取り組みたいと考えますので、よろしく願い申し上げます。

また、区の再編につきましては、連合とかいろいろ考えて区を班として存続できないかとか、未入区問題や再編については、市も積極的に対応すべきではないかという御質問だと思いますけども。再編や未入区問題につきましては、自治区の成立の経緯から、その運営に簡単に行政が介入できるものではございません。

しかしながら、安全安心なまちづくりを推進する上で、防災面におきましても、また福祉の面におきましても自助共助の観点から地域コミュニティの推進を図ってまいりたいと考えますので、今後は自治区の代表者で組織する自治連絡協議会とも連携を図り、自治区を後方支援する形で問題解消に向けて取り組みたいと考えますので、御理解よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ございますか。

17番 今西敏文君。

○17番（今西敏文君）（質問席） 再々質問、市長にお伺いいたします。

市長の重点施策であります安全安心なまちづくりのためということですが、そのためには自治会活動が重要な組織であります。その補助金について、今、部長の答弁をいただきましたですけども。自治連絡協議会とかいうことをいろいろおっしゃいましたですけども、やはり市も費用が少なく済むし、自治区も喜ぶ。そういう形が一番うまいこといくんじゃないかと思うんですけども、その考え。それと、未入区や各199の区長さんにはそれぞれ補助金を出してると思うんですけども、大きいところはそれでいいと思うんですけども、小さいところにも出してる。それを合わせることによって補助金を効率的に大きなところへ固めて持っていけるんじゃないかと。未入区問題を含めて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 今西議員の御質問。今、部長が答弁したとおりであります。

僕は当初から、家庭への配布等については業者委託は反対であります。ただ、2万5,000戸の紀の川市の中で、5,000戸近い方が区入りをされてない。しかし、紀の川市民であるという中で、市としてはいろいろな届け物は届けなきゃならない。

そんな中で、今西議員から御質問のあった、区に任したらどうかと。区入りもされてない地域全部を区長さんなり、その区が引き受けてくれるというのであれば、私は委託してもいいと思います。しかし、区入りしてないところは市が勝手にやれよとそれではいかんと思います。区入りされてない地域の住民であっても市民にかわりはないし、区割り賃は1戸当たり幾らということでお渡しするんですから、それを納得の上で各区が責任を持ってやろうということを決めていただければ、そのほうがいいんじゃないかなと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、地域づくりのための今後の自治会運営についての質問を終わります。

続いて、鳥獣害についての今後の取り組みについて、お願いいたします。

17番 今西敏文君。

○17番（今西敏文君）（質問席） 2つ目の質問をさせていただきます。鳥獣害の今後の取り組みということで質問させていただきます。

農家の従事者が高齢化により、耕作放棄地がふえ、特に和歌山県の放棄地の拡大は全国でも際立っているということですが、紀の川市でもこの問題は今後大きな課題だと思います。耕作放棄地がふえることにより、それを住みかに鳥獣害が拡大し、平成23年には県で3億2,800万円、我が市でも5,250万円となっているということですが、今後ますます被害が広がるのが心配されます。被害は金銭的な問題はなく、農家の生産意欲をなくし、農業の振興にも大きな影響が出るのが心配されます。そのため、早い対応が求められます。

その中で、鳥獣害の被害については状況についてお話いただきたいと思ひますし、鳥獣害の防止策として、1つ目については耕作放棄地がふえることの中で、市の取り組みについて報告いただきたいと思ひます。そして2番目に追い払うということ、防御、それについては市では電気柵や防御柵、ワイヤーメッシュなどについて補助金を出しておられますが、その様子について報告いただきたい。それと3番、捕獲についてですけれども、猟友会や農家がみずからわな資格をとって捕獲し、そういう状態になっております。捕獲という状態。そして外来生物については、誰でも捕獲でき、年間、補助金がもらえるということなんですけれども。この3点について、現在の実施状況と今後の市の取り組みについてお聞きしたいと思ひます。

それと、次の問題です。鳥獣害の対応について一本化できないかということで、電気柵など補助事業は農業振興課、捕獲などの猟友会の対応は林務課ということで分かれており

ます。ふえ続ける鳥獣害を考えると、今後、長期間にわたり、関係機関と連携して地道な対応が求められます。県でも窓口を一本化した農業環境鳥獣対策室を設けて対応しております。我が市でも鳥獣アドバイザーの資格を持った職員もいると聞きますので、資格を持った職員を配置し、そういう部屋ができないかということをお尋ねします。

それと、イノシシなどの大型獣の処分ですけれども、猟友会はわなの資格を持つ人など、時期的に食用に供する間はいいですけれども、そのほかの時期については処分について苦労されているとお聞きします。鳥獣保護法によって、とって放っておくわけにもいきませんので、どうしても持ち帰って埋めたりしてるんですけども、それも限界がありますんで、その焼却処分について何とかできないかということで、この点について1回目の質問とします。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、ただいまの鳥獣害の今後の取り組みについて、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の鳥獣害の被害状況とその進ちょく状況について申し上げます。

鳥獣による農作物への被害要因は、農作物価格の低迷や農業従事者の高齢化の進展による耕作放棄地の増加などにより、中山間地域を中心に、市内全域に被害が拡大しております。加えて、こうした状況は生産意欲の低下にもつながることから、さらなる被害を招く悪循環を生じさせており、直接的に被害額として数字にあらわれる以上の影響を及ぼしていると考えられます。

被害額についてでございますけれども、平成22年度で5,737万円、平成23年度で5,250万8,000円とほぼ横ばいの状況であります。最も多額であった平成20年度のほぼ80%程度の水準となっております。また、県下的にはサル、シカによる被害が25%程度を占めているのに対し、本市ではこれらの被害が見られず、大半がイノシシ、アライグマ、ヒヨドリなどの鳥類によるものでございます。

こうした鳥獣被害を防止すべく、平成19年12月に施行された鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止措置に関する法律を受け、平成20年度に紀の川市鳥獣被害防止計画を策定しまして、現在は2期目、平成23年度から平成25年度の計画に基づきまして、最終年度である平成25年度の被害軽減目標値4,070万3,000円、平成22年度のおおむね3割減になるまでに縮減できるよう、鋭意種々の被害防止対策を講じているところでございます。

被害防止対策は、捕獲などに関する取り組みと防護柵の柵設置などに関する取り組みの両面から実施しており、深刻な被害の実情とさらなる農業振興を図る観点からも、農林商工部の重点施策と位置づけ、平成24年度より一般市民が捕獲したアライグマにも補助金を交付するなど、予算措置においても優先的な配慮を講じているところでございます。

その中で、捕獲状況、それから防護柵設置等の状況について申し上げたいと思えます。

平成24年度では、イノシシを423頭、それからアライグマ448頭という形になっ

てますし、防御柵の設置の状況でありますけれども、これについては平成24年度では150件の申し出をいただいております。交付金額といたしまして534万2,000円。

それから、2戸以上で共同で県の補助金をいただきながら進めていくわけなんです。これについては平成23年度で129万6,000円という形で、平成24年度では200万円を予定しておるとい状況でございます。

次に、2点目の鳥獣害対策の担当部署の一本化と鳥獣アドバイザーについてお答えをします。

まず、部署についてでございますけれども、現在、有害鳥獣の農作物被害防止対策に関することについては農業振興課、それと鳥獣保護狩猟に関することについては林務課で担当しております。旧粉河支所では別々の建屋に分かれており、市民の皆様には所管事業の内容が2課に分かれているため、窓口が紛らわしく御迷惑をおかけしましたが、本年1月からこの新庁舎で1つのフロアとなりましたので、市民の御相談や施策について問い合わせも、お互いに連携を取りながら対応できているものと考えてございます。

また、県などで実施される鳥獣被害対策等の研修や防止対策協議会への参加なども、農林商工部内において十分調整がとれているものと考えております。

次に、農作物鳥獣被害対策アドバイザーについてでございます。被害の防止に関する専門的な知識を有し、地域における被害対策の一助を担うという目的のもと、県で設けられている制度でございます。本市では、14名の認定者がおります。そのうち4名が本市の職員であります。被害防止対策協議会のメンバーになっているほか、地域での鳥獣害対策への取り組みの助言、指導なども担っております。そのうち1名は、私どもの農林商工部で担当として業務に従事をしてございます。

今後、農林商工部といたしましても、新職員には資格の取得の要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、イノシシなどの大型獣の処分の対応についてでございます。猟友会が捕獲した鳥獣は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣法において、全量回収をするか、また適切に埋設処理することが基本とされてございます。平成14年度の法改正により、捕獲した鳥獣の個体の全部または一部は、適切な処理が困難な場合や生態系に影響を及ぼす恐れが軽減である場合を除いて、捕獲した場所に放置してはならないこととされてございます。猟友会の皆様には、鳥獣肉として有効活用できる時期は負担も少なく済みますが、これら以外の時期は処分に大変苦慮されていることも十分承知しております。持ち帰り後の焼却場での処分については、今後、関係機関とも十分調整を図りながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 農業委員会事務局長 立具秀敏君。

○農業委員会事務局長（立具秀敏君）（登壇） それでは、私のほうから耕作放棄地の現状と対策について答弁させていただきます。

先ほど議員も述べましたように、鳥獣害の拡散の原因の一つには、長年放棄された荒廃した農地がイノシシやアライグマの繁殖地となっているところがあるのも事実でございます。これら耕作放棄地の原因の1つには、農業従事者の高齢化や後継者、担い手不足等があげられ、年々新たな耕作放棄地がふえてる傾向にございます。農業委員会ではこれら耕作放棄地の改善を目的に、毎年8月に農業委員による農地パトロールを実施し、また11月には市内全域の耕作放棄地の現地確認調査を実施しており、耕作放棄地となった農地を対象に、農業委員による口頭指導を行うとともに、農地法第30条第3項の規定による文書指導も必要に応じて行っているところでございます。

また、本人がみずから維持管理することが困難な場合には、シルバー人材センターをはじめ、草刈り等の委託業務の紹介やJA紀の里営農センターとの連携により、所有者の同意が得られれば農業経営基盤強化促進法第18条第1項、いわゆる農地の利用権設定による農地の貸し借りのあっせんも同時に行ってるなど、耕作放棄地の改善に向け、指導強化を図っているところでございます。

なお、農業委員会が過去2年間で現地調査を行った耕作放棄地面積は、平成23年度において185ヘクタールとなり、本年度の調査では確定数字ではございませんが復元農地を含め、151ヘクタールから160ヘクタール程度となる見込みでございます。

今後は、農業委員会をはじめ、JA紀の里営農センター指導員と連携を密にしながら、これら鳥獣害の被害拡散防止の観点からも耕作放棄地の解消に向けた一層の指導と農地のあっせんに努めてまいりたいと思いますので、御理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありますか。

17番 今西敏文君。

○17番（今西敏文君）（質問席） 再質問させていただきます。

今、農業委員会の局長さんから耕作放棄地についてお答えいただいたんですけども、市としても頑張っていただけということなんですけれども。今、前に座ってる議長は放棄地対策の県の対策協議会の会長ですんで、一つきっちりとした県の方針をいただきまして、また市もしっかりそれに合わせて対応して、放棄地については頑張っていたかと思ひます。

その中で質問させていただきます。今の再質問に入らせていただきますけれども、平成25年度予算の中で鳥獣害対策事業では、年々増加する鳥獣害被害対策として、鳥獣害捕獲頭数に応じた補助金等の予算措置を対応に応じて、とった順に対応していくということで、猟友会はとったものについて、アライグマをとったものについて、そのようにしっかり対応していくということです。それについては、しっかりやっていただくということ。それと、防御柵ですか、先ほどいいました電気柵やメッシュ、柵、ワイヤーメッシュなどいろいろ方法がありますけれども、それと同時に質問ですけども、里山に住まわせないと

いう、結局今の方策をおっしゃってましたように、いろいろと農林部で努力をされておりますけれども、現実、徐々にふえていってることは事実なんですけれども。努力して減らして、紀の川市はしっかり頑張っておりますけれども、その中で里山に住ませない、将来的にはすみ分けという方法をとらな仕方ないのかなと思うてます。そのためには耕作放棄地を減らすのと自治区長さんにも今後、協力をいただき、えさ場を減らし、えさ場をつくらせないという集落ぐるみの取り組みが大切ではないでしょうか。放棄地なり、隣の間が食べておいしくないよというものについても鳥獣にはえさ場になりますので、自治区と協力しながらすみ分けの線についても考えていったらと思います。

それと、大型獣の処分についてですけれども。これはやっぱり猟友会のほうで苦しんでいると聞きますので、平成27年度完成予定の紀の海広域ごみ施設で対応できないか、2点目の質問とします。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（自席） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

鳥獣害の増加の原因の一つとなっております耕作放棄地対策につきましては、先ほど農業委員会の事務局長が答弁したとおりであります。鳥獣害防止対策事業を総合的に進めていくには、捕獲後、環境整備を一体的に進めなければ大きな効果は期待できません。市としましては鳥獣害防止計画に基づきまして施策を展開しておりますが、防護施策に当たっては、個々の被害防止対策から2戸以上の共同による取り組みへの誘導、また地域環境整備においても公認果樹の伐採、それから廃棄果樹など鳥獣のえさの除去、鳥獣の隠れ場所の刈りばらいなどの取り組みを集落単位ごと、さらにそれよりも広い範囲で実施することの重要性を感じてございます。

いずれにいたしましても、地域での自主的な取り組みが鳥獣被害を縮減する最も有効な手段であることから、各地域への働きかけと新たな補助金の制度化に向けた検討も進めてまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（自席） それでは、有害獣駆除後の処分、特にイノシシなどの大型獣の対応ということで、今後できます紀の海の焼却場で処分してはという御質問です。それに関しまして、市民部のかかわる部分等についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、現在におきましては道路上や公共施設等での動物の被害処理をしたものを市のごみ処理施設で焼却処理してございます。これは一般廃棄物としての処理でございます。その中にはイノシシ等の大型獣もございます。それで、農林商工部が行ってございます有害駆除によるものにつきましては、基本的には焼却いたしません、協力できることは協力するという形から、燃やすごみの専用袋、青色の袋でございまして、それに入る小さなも

のにつきましては現在、市のごみ処理施設で焼却している現状でございます。

ただ、大型獣につきましては、規定の温度より炉内温度を上げなければならないという点もございます。焼却炉を傷める原因ともなり、償却時間もかなり必要となる現状でございます。そうしたことから、一般のごみ処理に影響があるため、引き取って処理していないのが現状でございます。

それで、紀の海広域施設組合の新たなごみ処理施設ができるまでの間は、現施設での焼却処理となりますので、これらの施設は老朽化が進んでいることから、現状の方針で運営してまいりたいと考えてございます。

次に、今後できます広域ごみ処理施設におきましては、一般廃棄物としての動物の死骸処理は、焼却能力があると聞いてございますが、かなり大きなものまでも焼却できると確認もしてございます。有害駆除した死骸処理としては、あくまでも所管外業務における問題となりますので、紀の海広域施設組合と紀の川市、海南市、紀美野町による2市1町の担当者会議の中で、今後、慎重に検討してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ございますか。

17番 今西敏文君。

○17番（今西敏文君）（質問席） 再々質問させていただきます。市長にお伺いいたしますけども、30キロを超えるものについては紀の海でやっていただけるということで、市長にはこの質問ははずして、再々質問で市長にお願いします。

鳥獣害の被害対策は、紀の川市でいろいろ対策を取られておりますけども、頑張っただけで猟友会の補助金とか、特定外来等で捕獲など紀の川市としては補助金でよく頑張っただけで、ほかの町に負けないぐらいよく頑張っていると思うんですけども。この捕獲とかそういうことにつきましては、うちだけではなしに近隣の市町村が一緒になって対応していかなければいけないと思っております。鳥獣害は確かにうちの市も頑張っておりますけども、現実的にはちりちりと押してきているのが現状ではないかと思っております。その辺について、調整をしていたくということをお願いすると同時に、有害駆除が市長の判断でいつからというふうにされております。それについて猟期的な、例えば有害駆除は1カ月であるさかいやろうかというときに、順番に近隣の市町村の調整ができなくて、岩出市なり上がして、紀の川市がおくれる。そしてみんな寄ってくるということが弊害で起こっているということで、それについて調整をしていただき、あるときには一緒にと、猟業組合の要請になるんでしょうけど、そういうときには一斉にできるように一つ配慮していただきたいと。

それと、きのうからも意見が出ました。基幹産業は農業であるということで、鳥獣害対策についてはできたら、今後とも地道な啓発活動なり、補助事業も集落ぐるみこともいろいろ問題が出てきますので、窓口を一本化ということになります。

私は有害鳥獣の質問につきましては、ちょうど田中理事のときにさしていただきました。そのときの答弁書を、きのう見てましたら、できたら窓口を一本にということも一部言っ

てましたですけど。そのときにその県の小さい役をさせてもらったときに、県へ行って、有害対策が保健所ができましたんで、できたらその対策を農林部でやってくれと陳情に行っただと思います。そのときに知事が農林部でしょうかと下林さんのときに判断していただいたということでやってますけども。そのときに、今は鳥獣のための対策室をきちっと設けて対応してるということで、有害についてはそこへ行ったらいいという形をとっておりますけども、そのときに自分とこの市をみますと農林部でちゃんと対応してくれてやということで、一歩進んでるんやなと思ってたんですけど。

現実、今になってみますと、4階、確かに一つの部屋にありますけども、捕獲等については林務、補助事業については農業振興課と分かれております。同じ部で近いと言いますけども、農家が来たときに一つの市民サービスやと思うんです。鳥獣害で来たら、対応を一本でしてあげたら、それが親切やと思うんですけど、それについて市長の答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 今西議員の一番重要である鳥獣被害の問題。議員おっしゃられてることは、十分承知をいたしておるつもりであります。

そんな中、市としてできること、また県として、国としていろいろと対応、陳情をしておるところであります。そんな中、紀の川市の市役所の中においてもそういう住民の皆さん方への住民サービス等々の問題については、今後統一できるものはしていくという格好の中で考えていけたらと思ってございますので、いろいろと御指導いただけたらと思っておるところでございます。

答弁漏れがございましたが、有害の狩猟の期間が終わって、カラスとかイノシシという問題については作物のできぐあい等々の時期で、有害駆除を許可するということになると思います。先ほど申し上げましたように、市独自ではなしに県も国もということで連携を密にして、この紀北一体、また紀南、そして全国という格好の中で被害状況に応じて有害鳥獣駆除の期間を延長するなり、特定の期間を設けていろいろと駆除するなり、そういうことが連携を密にしてやっていけるように、紀の川市だけがやっても、岩出や泉南のほうへ逃げて行けばまた帰ってくるということになりますので、一緒にやっていけるような状況をつくるべく、今後、努力していく必要もあるんじゃないかということで、今西議員と気持ちは同感でございます。

○議長（西川泰弘君） 以上で、今西敏文君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、14番 石井 仁君の一般質問を許可します。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得まして、一般質問を行います。

今回は、生活保護基準の引き下げと紀の川市の対応についてという事項での質問です。

政府は新年度から生活保護予算を削減する方針を決めました。むこう3年間で740億

円、国費ベースで7.3%の削減で生活保護制度史上、最大の下げ幅となります。

生活保護基準は、国民の最低生活の基準でもあります。健康で文化的な最低限度の生活を保障する国の基準の引き下げは、受給世帯への影響にとどまらず、最低賃金、年金、介護、保育福祉サービス等の給付、住民税の非課税限度額、利用料等の負担に連動してくることになります。今回の引き下げ方針は、子どもから高齢者まで国民生活に大きな影響を与えることになると言われてしています。今回の生活保護基準の引き下げは、そもそも保護を受けられる人のうち、2割程度しか生活保護を受けられていないという捕捉率の低さを無視した引き下げです。また、今現在、存在する貧困の解決、教育格差、貧困を世代を超えて受け継がせてしまう貧困の連鎖の問題などの是正にはつながらず、より低い水準の裁定生活を強いられる層をさらに生むことになると思います。

今、必要な貧困への対応は、基準の引き下げではなく、本来、生活保護を受けられる人が受給できるようにすることと合わせて、国策として安定した雇用を生み出すこと、給料を上げること、高齢期の方には年金での生活を保障することこそ求められていると考えます。

生活保護基準の引き下げがなされようとしてる中で、今回の質問では、政府の示す方針どおりに生活保護基準の引き下げが行われた場合の市民生活への影響と紀の川市の行政サービスの対応をお聞きしたいと思います。

まず1つ目は、生活保護行政への影響と対応についてお聞きします。

厚生労働省の試算では、受給世帯の96%は保護費が減るとされています。給値や世帯の構成によっても引き下げ額は違ってきますが、紀の川市の生活保護行政への影響はどうかと想定されますか。2つ目は、低所得者向けの各施策への影響について、これは保護基準を下げることで、収入は同じなのに軽減や減免、援助が受けられなくなるということですが、これには政府はできるだけ影響が及ばないように対応するとしていますが、紀の川市の対応はどうかお聞きいたします。現行の最低生活費を下回り、かつ新基準の最低生活費を上回る世帯に対しては、各施策は現行基準に基づく運用が図られるのか。保育料、介護保険料、障害者自立支援法の利用料、就学援助の給付対象、市税の減免についてどうなるのか、見通しをお聞きいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） それでは、私のほうから生活保護の基準を国が見直すことに伴い、各施策への影響はという御質問でございます。

まず、紀の川市の生活保護の状況についてお話ししたいと思います。

合併後、保護者の数は約200人程度で、一定数を推移しておりましたが、平成22年ごろより急激な伸びを示しております。平成23年度には335人まで増加いたしました。その後、一定の落ちつきを取り戻した状況ではありますが、現在でも310人程度となって

おり、保護率でも4.8パーミル、これは1,000人に対して4.8人の割合です。しかしながら、これは県下でも最も低い水準となっております。

このような中、国では生活保護費を平成25年度から段階的に削減する方針を打ち出しています。昨今の不安定な経済情勢の中で、国民の不安が高まる中、働けるにもかかわらず受給している者がいるのではないかと、また自分で保険料を納付した年金及びみずから働いている労働による賃金と比べて、保護費は高過ぎるのではないかとといったような不公平感等にかかる不信感を払拭すべく、保護基準の適正化、不正受給の防止、年金、最低賃金との関係の検討等を行い、より一層、公正公平な制度とし、国民の納得を得ることにより、生活保護本来の機能を取り戻すことを目的としているものと思われま

す。ここで少し、個人所得について具体的な数字をもとにふれさせていただきたいと思えます。現在、国民年金の満額受給額、これは老齢基礎年金を基準にしておりますが、年額で約78万円程度となっております。生活保護受給者でない方については、この金額だけでお医者さんに行ったり、いろいろな生活を全てされているわけでございます。

本市をみても、生活保護受給者の扶助額は、今回提案させていただいている平成25年度の当初予算で見てもおわかりのように、5億6,400万円程度となっております。これは保護者324人分を見込んでのことしの予算となっております。来週の予算委員会でも御審議いただくわけでございますけれども、一人当たりになりますと平均174万円になります。このように、年間で100万円近くもの差が年金と生じてきていることとなります。この格差の最も大きな原因は、先ほども申し上げましたように生活保護では生活扶助費以外に医療費など、ほかにもございますが、別枠で扶助されるものがあるため、これに比べて年金受給者は年金の中から医療費等を捻出しなければならない。その辺が差の大きな原因になっているのは現実でございます。

このことは、我々担当者でもそれぞれのケース会議等でもいつも矛盾を感じているところでございまして、このような状況から、今回、国の補助基準の見直しが実施されるというのはこういう理由からでございます。議員のおっしゃる貧困の解決や高所得者と低所得者の格差を考えることも大変大事なことでございますけれども、今回の目的は働いている人や年金受給者と生活保護受給者との所得の逆転現象というか、その辺を是正することを目的にしているのであります。

したがって、この辺を御理解いただいて、今回の改正はやむを得ないんじゃないかなと考えるところでございます。

そこで、今回の保護基準の引き下げによる生活保護行政への影響ということでございまして、今後の対応ということでは、現在のところ、保護費引き下げの方針についてはまだ具体的な決定はされていません。そういうことで、その詳細について何らかの具体的な数字を示されていませんので、影響の範囲については詳しくはお答えできません。しかしながら、県への問い合わせや各方面からの情報から推察したところでは、今回の削減方針では当市の生活保護の基準は支給額は多少減少すると思っておりますけれども、現在の受給

者が生活保護の世帯から外れてしまうというほどの大きな改正にはならないと思っております。

続きまして、各施策への影響ということでございますけれども、保健福祉部所管の事業としては、保育料と介護保険料につきましては生活保護世帯というところを一つの料金設定の対象として決めております。したがって、ただいま申し上げたように生活保護基準から外れない限り、影響はないと考えております。

そのほか、障害者自立支援法の部分につきましても、月ごとに利用額の上限が設定されておりますので、生活保護世帯とか市町村民税非課税世帯の方には負担を求めておりません。したがって、生活保護の基準の引き下げによる影響はないものと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、生活保護基準の引き下げによる市税への影響について、お答えさせていただきます。

地方税法では、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者について、市民税を課すことができないとされております。生活保護基準の引き下げによって、生活保護を受けられなくなった方については非課税に該当せず、均等割、所得割が課せられる場合もございますが、実際には低所得者層にかかる均等割、所得割の非課税措置が既に講じられておりますので、引き下げの結果、均等割、所得割が課税されることはまずないと考えております。

また、その非課税基準は、生活保護基準をもとに定められることとされておりますが、基準の引き下げがどのようにあるか、具体的に示されていないため、平成26年度以降の税制改正となり、現時点となつては判断ができていないところでございます。

なお、固定資産を所有されている非保護者については、基準の引き下げにより生活保護を受けられない場合、固定資産税、土地計画税の非課税の範囲とはならず、課税されることとなりますが、税条例の非課税規定から外れる以上、税負担の公平性を保つことから特別措置を講ずることはできないと考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） 小・中学生の就学援助につきましては、教育基本法及び学校教育法の規定により、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学の援助を行い、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施をすることを目的とした紀の川市要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給要綱を定めて、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、給食費など扶助できるよう取り組んでおります。就学援助の給付対象につきましても、経済的理由により義務教育における教育の機会を損なわないように就学困難と認められる児童生徒に対して、

引き続き必要な援助を実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 答弁いただきました。基本、今の出てる情報の中では、今回の引き下げでの影響は少ないのではないのかなということなんだと思います。それぞれ、部長から答弁をいただきまして、今のところ、大きな影響は紀の川市の中ではないのかなということで理解をしました。例えば、就学援助でいうと引き続き実施できるようにしていきたいということも言われましたので、どういう影響があるにせよ、今頑張ってきてやっているそれぞれの市の条例に基づいた制度、施策については、やっていただけたらなと思います。

今、僕も質問で特に言わなかったんで、なかったんであれですけども、ただ国民健康保険に加入されてる方の病院での窓口負担ですね。市では今まで減免の措置というのは実施されたことがないんですが、条例では生活保護基準の1.2倍の基準の方については当てはまるという条例もあるんです。だから、国の基準で生活保護基準が引き下げられた場合には、今までだったら国保の方で病院に行ったときに窓口負担の減免がされたという方も、今度は当てはまらなくなるという可能性がまだ残ってるのかなと思っています。

最後の前に、これから今後、どう基準化されるのかわからないということでもあります。新しい基準で、紀の川市の低所得者向け施策に影響が出るのかということというのと、今後、まだ見えてこない部分もあるので、引き続きアンテナを張っていただきたいなと。出てくる情報については精査をして、市の条例で今の施策の中で変化はないのかというのを見ていただきたいなと思います。影響があるとされた場合に、対応を考えていただければと思うんですけども、この点どうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） それでは、いろんなところへの影響ということで各部にまたがりますけれども、基本は生活保護の基準が引き下げということの御質問でございますので、私のほうから一括して御答弁申し上げたいと思います。

今後、さらにこういう状態が続いて引き下げられた場合どうするのかという御質問やったのかなと思うんですけども。仮定の答弁というのはなかなかしにくうございまして、現状で想定できる範囲内の御答弁にとどめさせていただけたらなと思うわけでございます。

生活保護の基準と申しますのは、日本は6段階に分かれております。要するに、生活保護の最低基準の額の決定を具体的に言うと、大都市ほど基準が高うございます。それで6段階になっておりまして、紀の川市は一番下のランク、早い話、一番単価が安いというところなんです。そういうことで、今回の国の引き下げは特にランクの高いところを中心に見直すという情報が来ておりまして、一番下のランクについてはまだプラスされる部分もあるんじゃないかなというぐらいの情報も入ってきております。

紀の川市の諸政策の中で、生活保護世帯の料金の設定は、先ほども申し上げたように保育料と介護保険料だけになっておりますので、先ほどと同じような答弁になりますけれども、現状では影響は恐らくなかろうなという形となっておりますけれども。例えば、最低賃金とか非課税世帯の限度額に、従来ならこの基準額が連動するというのも今までは現実的にはあったと言われております。

そういうことで、その辺も危惧いたしまして、先ほどの1回目の答弁でも申し上げたように、今回の基準の引き下げの目的から考えたときに、低所得層との均衡ということを中心においておりますので、ほかへ影響を及ぼすということは極力避けたいというのが国の方針でもあるという認識の中で、現在の田村厚生労働大臣が閣僚会議におきまして、各閣僚に今回の基準の見直しが他の福祉政策に影響を及ぼさないように協力してくださいということを申し上げたそうございまして、それは各閣僚ともわかりましたよということで了承されたという情報も各方面からいただいております。

低所得者に不利益にならないようにということに努めているものと思いますが、私たち市といたしましても、今後の国の動向をずっと見守って、注視してまいりたいと思いますので、御理解のほどいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ございますか。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 再々質問です。先ほどの保健福祉部長のお話もよくわかる内容ではあるんですけども、私も注視していきたいと思っています。

最後に市長にお尋ねをしたいと思うのは、自治体の役割というのが住民の福祉の増進を担うということにあります。今のところ、今回の引き下げというのは紀の川市には大きな影響はないのかもしれないということではあるんですが、国全体としては社会保障の予算、それから今回は特に7.3%ということで生活保護費の予算ということが削減されてくるということになっていきます。福祉の増進を図るという役割がある自治体の長として、この方向というのを中村市長はどんなふうにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の年金、また生活保護家庭の見直し等々、今、国のほうで言われていることは事実であります。

そんな中、担当部長からいろいろ説明があったとおりで、紀の川市は一番基準の低い6番目の位置であるということの中で、余り影響はないんじゃないかということでもあります。

ただ、国としては働けるのに働いてない方、働きたくても働けない、いろいろと生活保護を受けられる方の種類というのがあるわけで、それと同時に働いておっても申請はせず、そのまま生活保護をもらいながら給料をもらう方があるんだということで、最近、テレビ等でその報道がされております。そこらの見直しのためにも、いろいろと国では考えておるんだと同時に、国民年金を何十年とかけておった65歳の高齢といわれる方が月額

6万円しかいただけないのに、何で生活保護の方は何もかけなくて年間100何万円ももらえるんだと。そうなりますと、年金をかける方がなくなってしまうということも国は心配をしながら、やはりかけた年金は生活できるだけの保障の金額を国が出すべきであろうと思いますが、かけておらない生活保護費が余りにも、もちろん困っている方は助けなきゃなりませんけれども、いろいろと見直しをしていかなきゃならないということの中で、今日の改正に至っておるんではないかと思います。

国の動向をみながら、紀の川市としていろいろと判断をしていきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

なお、明後日、3月1日金曜日午前9時30分から再開いたします。

御苦労さんでした。

（散会 午後 2時07分）